

ながふく障がい者プラン (2021 – 2026)

中間見直し

第4次長久手市障がい者基本計画（令和3年度～令和8年度）

長久手市第7期障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）

長久手市第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

【素案】

市長あいさつ掲載予定

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ・他計画との関係.....	3
第2章 第4次長久手市障がい者基本計画.....	5
1 基本理念.....	6
2 施策体系.....	7
3 重点項目.....	8
第3章 基本分野ごとの方向性.....	15
1 生活支援.....	16
2 保健・医療.....	19
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等.....	21
4 雇用・就業.....	22
5 生活環境.....	24
6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援.....	27
7 防災・防犯.....	29
第4章 長久手市第7期障がい福祉計画.....	31
1 基本的方向性.....	32
2 計画の成果目標.....	33
3 障害福祉サービスの見込みと確保方策.....	38
4 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	44
第5章 長久手市第3期障がい児福祉計画.....	53
1 基本的方向性.....	54
2 計画の成果目標.....	55
3 障がい児へのサービスの見込みと確保方策.....	57
第6章 計画の推進にあたって.....	61
1 計画の推進体制.....	62
2 進行管理と管理手法.....	63

第7章 障がいのある人を取り巻く状況・課題	65
1 本市の課題のまとめ	66
2 第3次基本計画の重点施策の取組と評価	68
3 統計データの状況	69
4 意識調査等からみる地域福祉の現状	77
5 意識調査の経年比較	87
6 実態調査からみる地域特性	89
7 事業所マップ	91
8 ライフステージ別の支援一覧	92
資料編	93
1 策定組織	94
2 策定の経過	96

※「障がい」の表記について

長久手市では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、「害」の文字ができるだけ用いないで、「障がい」とひらがなで表記をしています。

ただし、以下の場合は「障害」と漢字表記にしています。

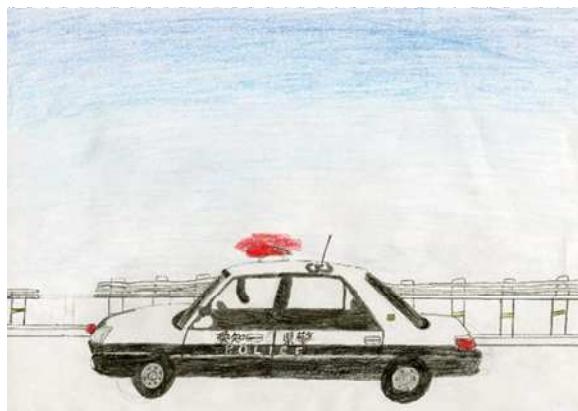
- ・法律、政令、条例等の名称や、それに用いられている用語等
- ・固有名詞や単語、熟語となっているもの等

※「障害者総合支援法」の表記について

正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」ですが、文字数が多いこと、国等の表記でも利用されていることから、計画書中の表記を合わせています。

第 1 章

計画の概要



パトカーの絵 (絵のくわう けんゆうくん)

1 計画策定の趣旨

国では、障がいのある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう、障がいのある人を支援するための法律や制度の整備が進められてきました。

平成23年7月に「障害者基本法」が改正され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが示されました。また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、高齢者、障がいのある人、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示されており、今後重層的な相談支援体制を構築する必要があります。なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により「新しい生活様式」が示され、障がいのある人の暮らしやその支援方法が変容しています。

長久手市（以下「本市」という。）では、平成30年7月に「長久手市みんなでつくるまち条例」を施行しました。この条例では、本市のまちづくりの基本的な考え方や市民、議会、行政の役割分担等が示されています。平成31年に策定された「第6次長久手市総合計画」においても、市民と行政が協働する市民主体のまちづくりが進められています。

本市では、「第3次長久手市障がい者基本計画」、「長久手市第5期障がい福祉計画」、「長久手市第1期障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

このたび、国の動向や本市で進められている市民主体のまちづくりの考え方、これまでの本市の障がい者福祉施策の実施状況、本市の障がいのある人を取り巻く現状、本市の特性・意識調査等からの課題等を踏まえ、誰もが自分らしく暮らすことができるようにするための「第4次長久手市障がい者基本計画」の中間見直しを行うとともに、新たに策定する「長久手市第7期障がい福祉計画」、「長久手市第3期障がい児福祉計画」を一体的にとりまとめた「ながふく障がい者プラン（2021－2026）」を策定します。

2

計画の位置づけ・他計画との関係

(1) 各計画の位置づけ

ながふく障がい者プラン（2021－2026）は、下表のとおり各法律に基づき策定する3つの計画で構成します。

計画名	項目	内容
第4次 障がい者基本計画	根拠法令	障害者基本法第11条第3項
	計画期間	令和3年度～令和8年度（6年間）
	策定内容	障がい者施策全般の基本的な方向性を定める
第6期 障がい福祉計画	根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項
	計画期間	令和3年度～令和5年度（3年間）
	策定内容	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める
第2期 障がい児福祉計画	根拠法令	児童福祉法第33条の20第1項
	計画期間	令和3年度～令和5年度（3年間）
	策定内容	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める

(2) 計画の期間

障がい者基本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間です。障がい者権利擁護支援計画については、次期地域福祉計画の策定の際に、該当する部分に統合する予定です。

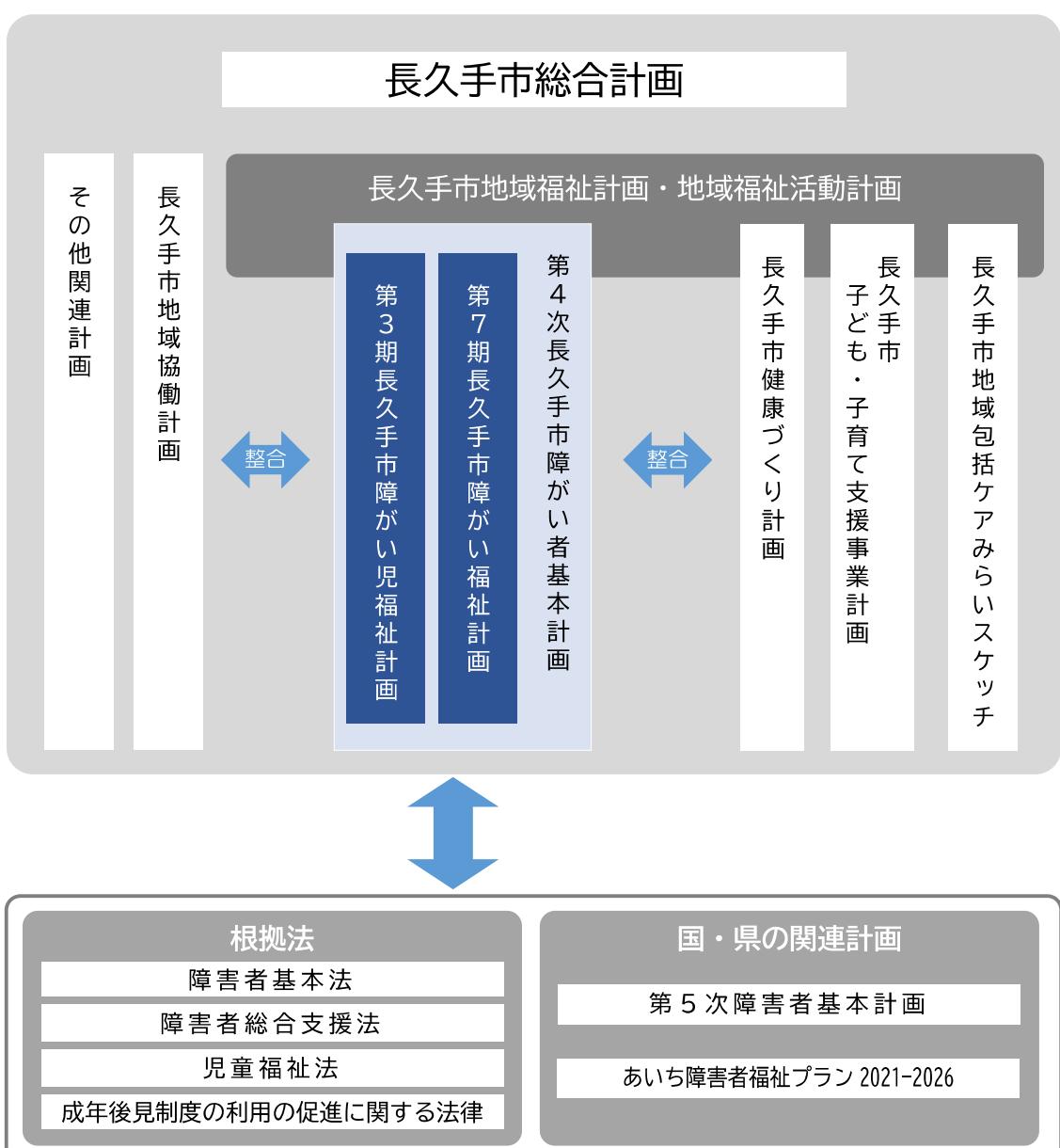
計画名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 基本計画	第3次計画		第4次計画					
障がい 福祉計画	第5期計画			第6期計画		第7期計画		
障がい児 福祉計画	第1期計画			第2期計画		第3期計画		

(3) 他計画との関係

本計画は、国の障がい者施策に係る法律や計画を踏まえて策定するとともに、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」との整合性を図ります。

また、本市の最上位計画である「第6次長久手市総合計画」の部門別計画とし、上位計画である「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「長久手市地域包括ケアみらいスケッチ」、「第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画」、「長久手市健康づくり計画（第2次）」等との整合性を図ります。

なお、本計画は、「長久手市みんなでつくるまち条例」の趣旨に沿って市民とともに推進するものであり、市民主体のまちづくりに取り組みます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

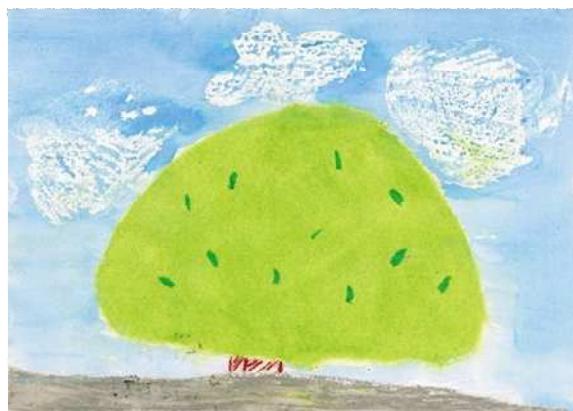
第6章

第7章

資料編

第 2 章

第4次長久手市障がい者基本計画



木の絵 (みのゑ) (心優さん)

1 基本理念

全国的に人口減少や少子高齢化、核家族化が進行し、また、人々の価値観、ライフスタイルが多様化したことで、地域での助け合い、支え合い、つながりが失われつつあります。転入してきた人が多い本市では、人と人が知り合い、触れ合い、話し合いを重ねることで、つながりやまちへの愛着を育む必要があります。

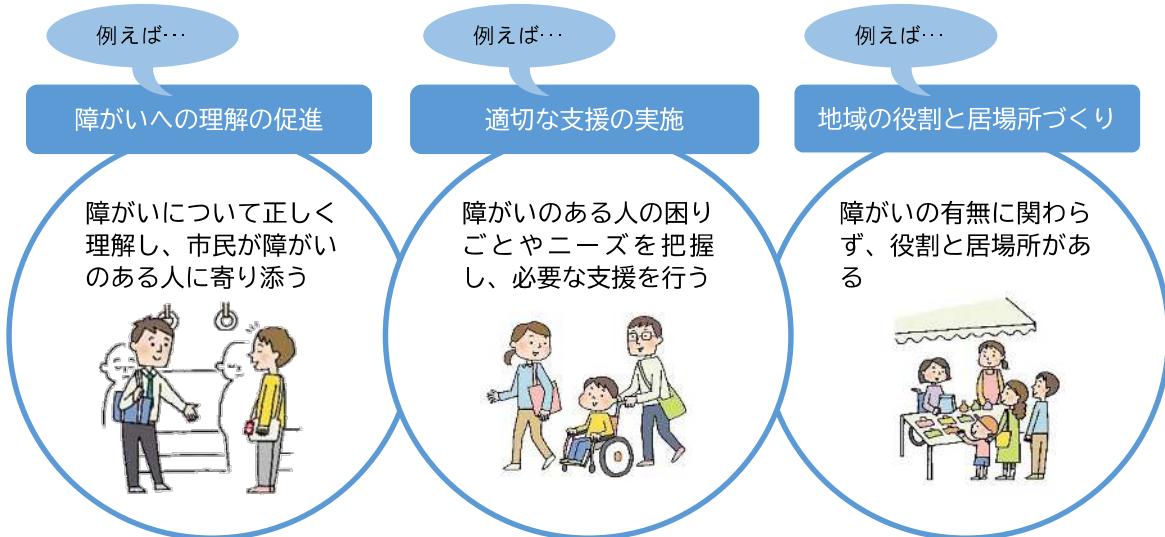
「第6次長久手市総合計画」では、「幸せが実感できる共生のまち長久手～そして、物語が生まれる～」を本市の将来像に掲げています。この将来像には、市民一人ひとりが地域に役割と居場所を持ち、関わり合い、お互いに助け合い支え合える「地域で共生するまち」にしていくことで、課題を解決できるだけでなく、地域につながりが生まれ、幸せを実感できるまちに近づける、という想いが込められています。

障がいの有無に関わらず、地域で活躍したり、自分らしく暮らせるようにするためにには、地域やご近所での声掛けや助け合い、支え合い、つながりづくりが必要不可欠です。

以上の考えをもとに、本計画の基本理念は、「互いに声を掛け合いながら支え合い　自分らしく暮らせるまち　ながくて」と定め、本計画を推進します。

■基本理念

互いに声を掛け合いながら支え合い
自分らしく暮らせるまち　ながくて



2 施策体系

基本理念を達成するために、特に重点的に取り組む項目7つを「重点項目」として位置づけました。また、基本分野ごとに施策項目をとりまとめました。

なお、重点項目及び施策項目は、国の基本指針等や、本市の現状・特性、各種意識調査、家族会・支援団体からのヒアリング、前計画の進捗状況等を踏まえてまとめました。（詳細：77・78ページ）

基本理念

互いに声を掛け合いながら支え合い 自分らしく暮らせるまち ながくて

重点項目	基本分野	施策項目	頁
助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ	1 生活支援	1. 障害福祉サービス等の充実と質の確保（7事業） 2. 包括的な相談支援体制の仕組みづくり（6事業） 3. 経済的な負担軽減のための支援（8事業）	16
早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保	2 保健・医療	1. 早期発見・支援への取組（6事業） 2. 医療などが必要な人への支援の充実（7事業）	19
切れ目のない支援体制の充実	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	1. 教育、文化芸術活動・スポーツ等（7事業）	21
就労に関わる機会の充実	4 雇用・就業	1. 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進（4事業） 2. 福祉的就労の充実（3事業）	22
学び・理解、交流による地域共生の推進	5 生活環境	1. 地域における支え合いの体制づくり（6事業） 2. 外出の促進及び移動に関する支援（10事業） 3. わかりやすい情報発信とコミュニケーション（4事業）	24
医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり	6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援	1. 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消（7事業） 2. 権利擁護に関する支援（3事業）	27
災害時に向けた体制づくり	7 防災・防犯	1. 防災及び緊急時の支援の充実（7事業）	29

3 重点項目

重点1

助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ

<現状・課題>

- 障害者手帳を持っているものの、福祉サービス等のいずれのサービスも利用していない人がいます。その中には、自ら支援を求めることが難しいこと等を理由に、適切な支援が届いていない人もいると考えられます。
- 不登校の発達障がいの傾向のある児童が、義務教育が修了後に社会とのつながりが途絶え、ひきこもり状態になり、それが長期化するケースが増えています。
- ひきこもり状態が長期化している人は、長期伴走型の支援が求められる場合も多いが支援の担い手の確保が難しくなっています。
- 福祉サービスの利用・支援が必要であるにも関わらず、支援に結び付いていない精神障がい者で、長期入院している人や入退院を繰り返している人がいます。



<めざす姿>

- 福祉サービスに結びついていないすべての人の現状を確認し、支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。
- 個別の状況に応じた機関等による伴走支援ができる仕組みを検討します。
- 医療機関に働きかけを行い、長期入院精神障がい者等の地域生活をチームで支援し、支える体制づくりを進めます。

主に関連する事業

- 個別訪問調査（17 ページ）
- 重層的支援体制整備事業（17 ページ）
- 精神障がい者にも対応した地域包括支援システムの推進（21 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
1	個別訪問調査からサービスや支援に結びついた事案数	年5件
2	長期入院精神障がい者等へ支援に係る検討回数	年2回

重点2**早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保**

<現状・課題>

- 早期発見・早期療育につなげるため、専門医、心理職等といった専門職による相談が受けられる機会をより充実させる必要があります。
- 支援が必要な児童であっても、様々な理由で相談やサービスにつながりにくいことがあります。
- 身近な地域で通所先が確保できず適切な支援が受けられない児童がいます。



<めざす姿>

- 保護者の不安を受け止めつつ、専門医や心理職等の専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内をします。
- 市内の児童館等に心理職等の発達相談員が巡回し、支援が必要な児童、保護者をサポートします。
- 支援が必要な児童が地域で障害児通所支援を受けることができるよう、障害児通所支援の支給決定の在り方の検討を行います。

主に関連する事業

- こどもの発達相談室事業（19 ページ）
- 児童発達支援センター事業（19 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
3	こどもの発達相談室相談件数	年 250 件
4	障害児通所支援の支給の在り方の検討	実施

重点3

障がい児の切れ目のない支援体制の充実

<現状・課題>

- ライフステージごとに通う場所や生活する場所が変化し、関わる人も変わります。保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりが必要です。
- 保護者には、子どものためにできる限りのことをしたいという思いを持ちながら、成長発達や将来に対する不安を抱えている方がたくさんいます。保護者・市民とともに地域全体で子どもを育むネットワークづくりが必要です。
- 保護者による子どもへの理解を深め、適切な進路を選択できるような支援が必要です。



<めざす姿>

- ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。
- 関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。
- 保護者、市民とともに地域で子どもを育むネットワークをつくります。
- 乳幼児連絡会及び学童青年期連絡会において、情報の共有をし、支援方針について検討を行います。

主に関連する事業

- 子どもの発達相談室事業（19 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
5	乳幼児連絡会の開催	年4回
6	学童・青年期連絡会の開催	年4回

重点4 就労に関する機会の充実

<現状・課題>

- 一般就労していくための訓練として、実際に働き、就労の体験を重ねていく必要性は高く、就労体験の拡充が一層求められています。
- 能力と適正に応じた就労について、中学生、高校生といった早期から考えられるようなきっかけづくりが必要です。
- 就職がなかなかできない、就職しても就労環境に適応ができず定着しない等といった発達障がい者からの相談が増えています。
- 就労による自立生活を目指し、生活への支援を必要としている人も多く、就労面・生活面の一体的な支援が求められています。



<めざす姿>

- 中学生、高校生の頃から将来のことや自身の特性などを考えるきっかけとなる機会をつくり、就労による自立生活の支援を目指します。
- 市役所内外にて障がいのある人が就労体験をすることができる環境を拡充します。
- 福祉的就労や従来型の障害者雇用のみならず、障がい特性に応じた柔軟な働き方ができる新たな就労支援モデルについて調査・研究していきます。

主に関連する事業

- 発達障がい児向けの就労体験事業（22ページ）
- ながふく就労体験事業（22ページ）
- 新たな就労支援の在り方の検討（22ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
1	発達障がい児向けの就労体験事業の実施回数	年1回

重点5

学び・理解、交流による地域共生の推進

<現状・課題>

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、市民、団体、企業、事業所、行政等が障がいや障がいのある人の暮らしについて知り、理解するための機会が必要です。
- 障がいのある人の中には、本人が参加・実施したいと思っていても、きっかけがない、合理的配慮があるかどうか不安がある等の理由で参加に至らない人がいます。



<めざす姿>

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び及び理解の向上に取り組みます。
- 障がい福祉に関わる様々な人（サービス提供事業所、教育関係者、医療関係者、当事者団体等）に呼びかけ、一堂に集まり、交流する場を設け、ともに地域の課題等について考えたり、学んだり、情報・意見交換を行ったりすることにより、顔が見える関係づくりを進めます。
- 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会の確保に努めます。

主に関連する事業

- 学び、理解向上のための研修等の実施（16、21、24、25、27 ページ）
- 障がい福祉に関わる人の交流の場づくり（24 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
8	理解促進事業・自発的活動事業の実施数	各2事業

重点6 医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり

<現状・課題>

- 日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要としている人が増加しており、在宅生活をするための支援拡充や介護する家族の支援体制づくりが急務となっています。
- 医療的ケア児者が安心して通える事業所が不足しています。
- 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、一体的・連続的な対応・支援が必要です。



<めざす姿>

- 医ケア児等ケース会議において、対象者の早期に把握し、中長期的な視点で支援していくための関係機関の役割分担及び対応方法について検討します。
- 医療的ケア児者の家族や医療的ケア児者を受入れる事業者に対する支援施策を検討します。
- 医療的ケア児者の相談窓口を明確にし、周知します。

主に関連する事業

- 医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備（20 ページ）
- 避難行動要支援者名簿への登録（29 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
9	医療的ケア児者支援施策に関する独自施策数	2 施策
10	医療的ケア児等ケース会議の実施回数	年2回
11	市の保育園等における医療的ケア児等の受入れに係る方針の検討	実施

重点7

災害時に向けた体制づくり

<現状・課題>

- 災害時に自ら避難することが難しく、支援を必要とする障がいのある人について、関係者間で支援方法及び役割を確認し、発災時にきちんと機能する体制づくりが必要です。
- 避難行動要支援者登録制度により個別支援計画の作成を進め、その活用の手順、各主体の役割等について、事業所をはじめとする関係者間で検討することが大切です。
- いざというときに対応できるよう、障がいのある人自らの備え（自助）と身近な人たちが助け合うこと（互助）について、地域への啓発が必要です。



<めざす姿>

- 真に避難行動要支援登録が必要な人が登録されないことがないよう、民生委員・児童委員、福祉専門職、地域住民等と連携し、登録の呼びかけや手助けを行います。
- 定期に災害時における市内のサービス提供事業所の対応方法、避難場所、備蓄の状況等を把握・整理し、災害が発生した際も円滑かつ継続的に支援が行えるようにします。
- 障がいのある人の相談支援等の機会を捉え、自助の働きかけを行います。
- 障がいのある人が安心して避難生活が送れる福祉避難所のあり方について、関係者とともに検討を進めます。
- 避難支援や在宅も含む避難生活において特に配慮を必要とする医療的ケア児者等について、既存の個別避難計画（みまもり台帳）に加えて、福祉専門職と連携し「特別避難計画」の策定を進めます。

主に関連する事業

- 避難行動要支援者名簿への登録（29 ページ）
- 福祉的な視点での避難所整備（29 ページ）
- 避難訓練の協働実施（29 ページ）

<指標>

No.	事業内容	目標
12	障がい者の個別避難計画（みまもり台帳）策定割合	50%
13	障がい関係事業所を対象とした防災研修等の実施回数	年1回以上
14	医療的ケア児者の特別避難計画の策定数	5件

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

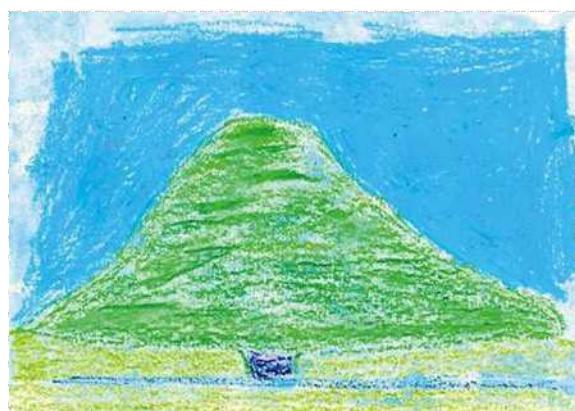
第6章

第7章

資料編

第 3 章

基本分野ごとの方向性



木の絵

1 生活支援

障がいのある人の日常生活を支えるためには、その人の特性や心身の状態に応じた支援が必要です。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、必要な用具の給付などを行い、障がいのある人の自己決定に基づく地域生活を支援します。

また、障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族などへの相談により多様なニーズを把握し、保健・医療・福祉その他全般にわたる支援や専門的な機関へのつなぎ等を行えるように相談支援体制の一層の充実を図るとともに、担い手となる人材の育成を図ります。

施策項目 1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

● ● 事業内容 ● ●

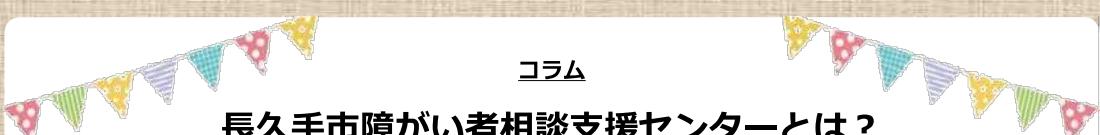
No.	事業内容	関係課
1	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課
2	障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。	福祉課
3	本市の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるよう、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進します。	福祉課
4	必要なときに必要な人が障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。	福祉課
5	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障がい児の受入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。	子ども家庭課
6	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金の申請のための支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所事業所の設置を目指します。	福祉課

施策項目2

包括的な相談支援体制の仕組みづくり

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	一人ひとりにあった総合的な支援、地域の相談支援事業所における対応困難事例への支援、人材育成、障がい者虐待防止、その他関係機関との連携等を図るため、障がい者基幹相談支援センターを運営します。	福祉課
2	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課
3	障がいのある人やその家族等に対し継続的に伴走支援を行うための体制強化に向け、計画相談支援及び障害児相談支援の活発化を図るため、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者との連携体制を充実します。	福祉課 子ども家庭課
4	地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、相談員による出張相談等を実施します。	福祉課 たつせがある課
5	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課
6	障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援など、家庭全体を支える相談対応が求められています。 そのため、相談者の世代、相談内容等に問わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。	福祉課 長寿課 地域共生推進課 子ども家庭課 健康推進課



コラム

長久手市障がい者相談支援センターとは？

障がい者相談支援センターは、地域の障がい福祉に関する相談支援の中心的な場所です。障がいのある人が地域で安心して生活できるよう事業所、保育園、幼稚園、学校、医療機関などと連携し、支援の必要な人をチームで支えられる仕組みづくりを進めています。

【連絡先】

場所：愛知県長久手市前熊下田 171（長久手市社会福祉協議会内）
 電話：64-2333（開所時間外は 090-6358-5609）
 FAX：64-2337
 メール：shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp



施策項目3 経済的な負担軽減のための支援

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。また定期的に、その必要性について見直します。	福祉課
2	国や県の法令等に基づき所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び愛知県在宅重度障害者手当の周知に努めます。	福祉課
3	障害基礎年金など国の制度に基づく年金について、20歳時の手続き勧奨及び随時の相談対応を行います。	保険医療課
4	福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会
5	心身の障がいや疾病等のため、調理等の日常生活を営むことに支障がある人に対し配食するサービスの一部費用を助成します。	福祉課
6	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費用を助成します。	福祉課
7	日常生活に必要な用具の購入費用を助成します。また、障がいのある人のニーズにあわせ、種目の見直しを適宜行います。	福祉課
8	障がいにより失われたり低下した身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。	福祉課

コラム

障害年金とは？

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。また、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。なお、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

2 保健・医療

障がいのある人が健康を維持し、生き生きとした生活を送ることや、必要に応じて医療を受けることで、身体や心にかかる負担を軽減することができるよう、保健・医療の充実を図る必要があります。そのため、心身機能の維持や向上にかかる医療費の負担軽減、関係機関の連携体制の充実に取り組みます。

また、健診などにより障がいを早期に発見し、適切な療育及び医療的ケアにつなげることや健康に関する相談や健康維持のための保健活動に取り組みます。

施策項目1 早期発見・支援への取組

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの支援体制の充実を図ります。また、障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課 子ども家庭課
2	母子保健法により、支援の必要な障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう関係機関と連携して支援します。	健康推進課 子ども家庭課 教育総務課 子ども未来課
3	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進及び疾病の重症化予防に努めます。	健康推進課 保険医療課
4	発達が気になる児童に関する相談窓口として設置した子どもの発達相談室の巡回相談等の活動を充実させ、早期発見から早期療育へつなぎます。また、障がいのある児童に対する通所支援施設として整備した「児童発達支援センター」を地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、市内事業所と連携し、障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。	子ども家庭課
5	障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し支え合える仕組みが必要であることから、障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課
6	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない人について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な人の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課

施策項目2

医療などが必要な人への支援の充実

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進します。	福祉課 健康推進課
2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課
3	障害者総合支援法の対象である難病患者の人が適切な支援を受けられるよう、福祉サービス等について周知していきます。	福祉課
4	保健、医療、福祉、教育、保育等の関係者により、在宅生活を送る医療的ケアが必要な人への支援の在り方や支援の拡充について協議します。	子ども家庭課 福祉課
5	サービス提供事業所の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。	福祉課 健康推進課
6	保健所が実施する難病法に基づく特定医療費（指定難病）が適切に支給されるよう、周知を行います。	福祉課
7	保健所が実施する児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費受給者のうち該当となる方を対象に、日常生活用具の給付を行います。	子ども家庭課

コラム

自立支援医療とは？

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。自立支援医療は「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」の3つに分類されます。

精神通院医療…主に精神疾患の人が対象

更生医療…18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた人

育成医療…18歳未満で身体に障がいがある児童、もしくは病気などを放置すると将来において障がいを残すと認められる児童

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

差別や偏見のない社会を築くためには、の頃から福祉についての理解を深め、実践することができる力を市民一人ひとりが身に付けることが重要です。そのため、障がいに対する理解を深めることができるよう、学習の機会を提供するとともに、ともに暮らしを支え合う関係を築くための福祉教育を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みを推進し、文化芸術活動やスポーツ活動に参加でき、様々なふれあい、交流活動が行えるよう、多様な学習活動の充実や障がい者スポーツの普及、参加を促進します。

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある児童・生徒の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課 教育総務課
2	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援ができる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課
3	学校において、スロープ、エレベーター、多機能トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童・生徒の拡充を目指します。	教育総務課
4	通級指導教室待機児童の解消や適正な就学に向けて、他機関と連携しながら就学相談を行うこと、また、授業のユニバーサルデザイン化、合理的配慮についての研修の実施及び医療的ケア児の受け入れ体制を整備することで、「インクルーシブ教育」の基礎を継続して構築していきます。	教育総務課
5	介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～と連携して行う介助犬教室や社会福祉協議会と連携して行う福祉実践教室など、障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課
6	障がい者スポーツ関連団体等と連携し、カローリング等、障がいのある人も楽しめるニュースポーツを推進します。	生涯学習課
7	愛知県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励金の周知に努めます。	福祉課 教育総務課

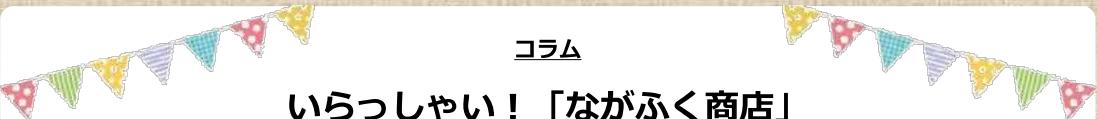
4 雇用・就業

障がいのある人の就労は、その人の特性や能力に応じた多様な働き方を提供することが大切です。そのため、就労への移行支援や福祉的就労の場の提供、体験の機会の確保など、一人ひとりの能力や希望に応じた就労への支援の充実に努めるとともに、一般企業が障がい者雇用に取り組みやすくするための支援に向けて、関係機関との連携強化を行います。

施策項目1 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	主として発達障がい児を対象とした職業選択に関する学習や情報提供等を行う就労支援事業を実施します。	子ども家庭課
2	就労支援施設等と協力し、市役所等の当該施設外において軽易な業務が体験できる機会を実施します。	人事課 福祉課
3	尾張東部障がい者就業・生活支援センター／アクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課
4	福祉的就労や従来型の障害者雇用の就業形態がなじまず、一般的な就労に結びつきにくい人に向け、新たな就労支援の在り方について検討します。	福祉課



コラム

いらっしゃい！「ながふく商店」

「ながふく商店」とは、市内の障がい者就労支援施設で作っている物品の販売会のことです。長久手市役所や、福祉の家などで定期的に開催しています。並ぶ商品は、障がいの方々が心を込めて作った食品や雑貨などです。詳しい販売場所や時間、商品は、市役所ホームページなどでご案内しています。



施策項目2 福祉的就労の充実

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき発注を行います。	行政課 福祉課
2	工賃の向上を目指し、就労支援施設が実施する物品販売会について、市役所や福祉の家等での販売を推進します。	福祉課 財政課
3	障がいのある人の就労の機会の拡大、農地の有効活用、農業に従事している人への周知・啓発、農と福祉とが協働するためのマッチング等を行います。	みどりの推進課 福祉課

コラム

障害者優先調達推進法とは？

「障害者優先調達推進法」は、障がいのある人の経済面の自立を支援するため、国や市町村などの地方公共団体等が積極的に障がい者就労施設等からの物品等を購入するように取組を定めたもので、平成25年4月1日から施行されています。

長久手市役所では、これまで食品や雑貨、印刷物などの物品やサービスを障がい者就労施設等から購入しており、毎年その実績をホームページで公表しています。

5 生活環境

地域共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、地域住民や関係団体等の地域に関わる人や組織と協働し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

また、障がいのある人が安心・安全に暮らすことができるよう、バリアフリー化の推進や移動するための支援事業に取り組み、行動範囲を広げ、社会参加を促進するとともに障がいのある人に配慮したまちづくりを進めます。

施策項目1 地域における支え合いの体制づくり

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課
2	障がいのある人の各種イベント、公共施設等でのボランティア活動等への参加を促し、障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課
3	障がい者団体の活動の周知・啓発などを支援します。	福祉課
4	関係機関等と連携して市民を対象とした講座を実施し、手話通訳者・要約筆記者等の養成に努めます。	福祉課
5	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められていることから、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図るほか、関係者間の顔の見える関係づくりを進め、地域課題の解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課

施策項目2 外出の促進及び移動に関する支援

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	障がいのある人の移動を支援するため、移動支援事業の支援員の本市独自の養成研修を実施し、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課
2	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を図ります。	福祉課 長寿課
3	外出に関する支援として、障がい者タクシー料金助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金の割引制度の周知を行います。	福祉課
4	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会の増加のため、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課
5	障がいのある人が移動しやすいように、横断歩道や人通りの多い歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課
6	道路新設時などに、車いすがすれ違うことができる幅の歩道整備を行います。	土木課
7	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課
8	障がい者等があらゆる施設を円滑に利用できるように、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課
9	障がいのある人の移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	福祉課 長寿課 安心安全課 企画政策課
10	「N-バス」を障がい者の外出時の交通手段として利用してもらえるよう、車両の車いす対応及び料金の障がい者割引制度についてわかりやすく案内し、利用促進に努めます。	安心安全課

施策項目 3

わかりやすい情報発信とコミュニケーション

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するために福祉ガイドを発行します。	福祉課 長寿課 子ども家庭課
2	障がいのある人がサービス、制度等に関する情報を入手しやすいようなホームページ等をつくります。	福祉課
3	視覚障がい等を有している人が広報紙の情報が入手しやすいよう、ボランティア団体と協働して、声の広報を提供していきます。	情報課
4	障がい等により意思疎通が困難な人に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を行います。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課

コラム

「ヘルプマーク」を知っていますか？

「ヘルプマーク」は、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からはわからなくても、援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



6

障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることが大切です。そのため、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、支え合う地域づくりを推進します。

また、障がいのある人が障がいによって権利の侵害や不利益を被ることがないよう、差別の解消や権利擁護の取組の充実を図るとともに、虐待の防止と早期発見・早期対応を推進します。くわえて、必要な人に必要な情報や支援が届くよう、様々な手段による情報提供の発信に努めます。

施策項目 1

障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないよう、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めています。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めていきます。	福祉課
2	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解するための研修等を実施します。	人事課 福祉課
3	各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所を運営します。	行政課
4	障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした関係機関の連携を図ります。また、パンフレット等を活用して周知啓発に努めます。	福祉課
5	高次脳機能障がいや強度行動障害について、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課
6	援助や配慮を必要としている人が周囲に知らせ、援助を得やすくするためのヘルプマークの普及に努めます。	福祉課
7	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課

施策項目2 権利擁護に関する支援

●● 事業内容 ●●

No.	事業内容	関係課
1	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知を図るとともに、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより財産管理や契約行為等に支援が必要な方に対して、市長申し立てを含む制度利用を支援します。	福祉課 長寿課
2	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、日常生活や社会生活において障がい者の意思が反映されるよう、意思決定支援の質の向上を図ります。	福祉課
3	虐待を受けた時や緊急時に避難するための居室の確保を実施し、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課

コラム

「補助犬」ってどんな犬？

障がいのある人を手助けする犬を、身体障害者補助犬と言います。盲導犬は目の不自由な人を、聴導犬は耳が聞こえない人や聞こえにくい人を、介助犬は手足に障がいのある人を、それぞれパートナーとしてサポートしています。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

長久手市内にある「介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～」では、日々、介助犬の育成、普及・啓発活動に取り組んでいます。

また、社会福祉法人日本介助犬協会と長久手市は、介助犬及び身体障害者補助犬法の認知向上、普及啓発を目的とした協定を平成24年7月3日に締結しており、介助犬をとおした、笑顔とあいさつのまちづくりを進めています。



ほじょ犬マーク



写真提供：社会福祉法人日本介助犬協会

7 防災・防犯

近年、地震や台風、大雨による、自然災害の多発がみられる中、災害時に支援を必要とする人への対応が喫緊の課題となっています。障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、日頃からのつながりや地域住民と協力した支援方策、障がいのある人の避難訓練への参加などを促進します。

また、緊急時に聴覚や発話に障がいのある人でも緊急通報することができるシステムの周知・啓発を図り、緊急時への対応を充実します。

施策項目

防災及び緊急時の支援の充実

● ● 事業内容 ● ●

No.	事業内容	関係課
1	災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者名簿への登録を推進します。	福祉課 長寿課
2	障がいのある人を含む要配慮者の受入れ等を行う福祉避難所の拡充に向け、民間社会福祉施設との連携について協議します。	福祉課 安心安全課
3	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、個別支援計画を作成し、それを活用した支援方法について検討します。	福祉課 長寿課
4	障がいのある人、サービス提供事業所、地域住民が協働した避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課
5	障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保等、福祉的な視点での避難所整備に努めています。	福祉課 安心安全課
6	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、尾三消防本部が実施する、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	福祉課
7	愛知警察署が実施する聴覚障がい等がある人が文字による対話形式で通報を行うことができるWEB110システムの普及に努めます。	福祉課

障がい者に関するマークいろいろ①

障がいのある人に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障がいのある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、障がい者に関する様々なマークがあります。これらは国際的に定められたものや、障がい者団体等が独自に策定して普及を進めているものもあります。

障害者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。



第 4 章

長久手市第7期障がい福祉計画



木の絵 (翔くん)

1 基本的方向性

長久手市第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定める計画です。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者基本計画の理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

【1】障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が可能な限り、自らの意思決定による支援を受けられるように配慮するとともに、自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備を進めます。

【2】障がいの種別にかかわらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病等の障がい種別にかかわらず、必要な時に適切なサービスを受けられるよう、サービス等の提供体制の確保に努めます。

【3】課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、その人の課題に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えていきます。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては、障がいの重度化や家族の高齢化による「親亡き後」を見据えて機能の強化に努めます。

また、あらゆる人が共生できる地域を目指し、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【4】障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加し、交流できるよう、参加のきっかけづくりや活動の場の情報周知、自身で取り組む際のお手伝いなどの機会の確保に努めます。

2 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に伴う長期入院患者の基盤整備量（利用者数）【65歳以上：0人、65歳未満：15人】

① 国の指針

● ● 福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針 ● ●

項目	内容
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

② 本市の目標設定

● ● 福祉施設の入所者の地域生活への移行における本市の目標設定 ● ●

	項目	数値	内容
実績	施設入所者数 (令和4年度末)	15人	令和4年度末時点の施設入所者数。
目標	地域移行者数 (令和8年度末)	2人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
	施設入所者数の削減 (令和8年度末)	2人	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

● ● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における本市の活動指標設定 ● ●

項目		令和8年度の目標値
目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回／年度
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (内訳 保健：1、医療：1、福祉：9、当事者：1、家族等：3、その他：5)	20人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年度
	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	52人
	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	4人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市の目標設定

● ● 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本市の目標設定 ● ●

項目			数値	内容
目標	コーディネーターの配置	1人	令和8年度末までに1人のコーディネータを配置する。	
	地域生活支援拠点等の充実	1回／年度	令和8年度末までに地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施する。	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

● ● 福祉施設から一般就労への移行等における国の指針 ● ●

項目	内容
一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。なお、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業利用者	令和3年度の就労定着支援事業利用者数の概ね1.41倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

② 本市の目標設定

● ● 福祉施設から一般就労への移行等における本市の目標設定 ● ●

項目	就労移行者数 (令和3年度末)	就労移行者数 (令和8年度末)	基本指針
目標	一般就労への移行者数	8人	15人 1.28倍以上
	就労移行支援事業	6人	9人 1.31倍以上
	就労移行支援事業所	—	50%
	就労継続支援A型事業	2人	4人 1.29倍以上
	就労継続支援B型事業	2人	3人 1.28倍以上
	就労定着支援事業利用者	6人	9人 1.41倍以上
	就労定着支援事業の就労定着率	—	7割以上の事業所の割合が2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

● ● 相談支援体制の充実・強化等における国の指針 ● ●

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

項目	数値	内容
目標	総合的・専門的な相談支援機関の設置	実施 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施の有無
	訪問等による専門的な指導・助言	12件／年 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施件数
	相談支援事業者的人材育成の支援	3件／年 地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数
	相談機関との連携強化の取組の実施	45件／年 地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数
	個別事例事例の支援内容の検証	12件／年 個別事例の支援内容の検証件数
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	実施 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置
	相談支援事業所の参画による事例検討の実施	2回／年 相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業所数 2事業所
		実施 プロジェクトチームの設置数及び実施回数 12回／年

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

● ● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針 ● ●

項目	内容
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

● ● 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本市の目標設定 ● ●

項目	数値	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（令和8年度）	6人／年	障害福祉サービス等に係る研修への各市町村職員の参加者見込み数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（令和8年度）	年1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数の見込み数

3

障害福祉サービスの見込みと確保方策

(1)

訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
居宅介護	人／月	92	88	92	97	101	106
	時間／月	1,751	1,525	1,565	1,606	1,647	1,690
重度訪問介護	人／月	2	2	3	3	3	3
	時間／月	108	94	211	211	211	211
同行援護	人／月	6	4	6	6	6	6
	時間／月	71	66	67	68	68	69
行動援護	人／月	3	4	4	5	5	5
	時間／月	68	69	72	76	80	84
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

※重度障害者等包括支援は、現時点では見込みがないことから「0」とします。

● ● 確保方策 ● ●

訪問系サービスは、人口増加による在宅障がい者の増加や、障害者支援施設及び精神科病院からの地域移行を進めることで、ますます需要が増えることが予想されます。障がい者自立支援協議会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や支援現場のニーズの集約を図ります。

訪問系サービスを提供するためには、所定の研修の課程を修了する必要があり、また、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、県や市などが開催する養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。



木の絵 (基貴くん)

(2)

日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人が、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう、必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	主に知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活介護	人／月	65	70	72	74	77	79
	人日／月	1,248	1,345	1,388	1,432	1,478	1,526
就労選択支援	人／月	—	—	—	78	93	112
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	0	1	1	1	1
	人日／月	1	0	5	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人／月	4	3	4	4	4	4
	人日／月	58	61	51	51	51	51
就労移行支援	人／月	23	22	20	24	28	33
	人日／月	359	347	298	351	413	486
就労継続支援（A型）	人／月	21	26	33	36	38	41
	人日／月	383	465	618	688	722	781
就労継続支援（B型）	人／月	66	78	87	95	104	115
	人日／月	1,092	1,251	1,375	1,534	1,711	1,908
就労定着支援	人／月	4	6	15	18	21	24
療養介護	人／月	2	2	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人／月	14	17	21	23	25	27
	人日／月	89	114	137	166	200	241
短期入所（医療型）	人／月	0	0	1	1	1	1
	人日／月	0	0	6	6	6	6

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

● ● 確保方策 ● ●

日中活動系サービスは、人口増加に伴い、今後も利用が増えることが予想されます。特に、20代から40代の精神障がい者の増加を背景とし、就労系サービスの需要の増加が見込まれます。

市内事業所への優先発注や業務委託を通して事業所の受注機会の拡大と工賃等の向上を図り、安定した事業所運営を支援します。

緊急時や家族のレスパイト等、多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、市内の事業所に短期入所サービスの提供を働きかけていきます。

強度行動障害支援者養成研修や高次脳機能障がいなどの支援に関する研修などへの積極的な参加を促し、支援者の増加を図ります。

なお、市内には特に就労継続支援事業所や短期入所が不足しているほか、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び療養介護は、現在、市内に事業所がありません。需要に応じたサービスを提供するため、既存事業所と連携し、サービスの提供を図ります。

(3)

居住系サービス・施設系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人／月	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	36	45	50	55	60	80	
施設入所支援	人／月	13	14	15	15	15	15	15

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

● ● 確保方策 ● ●

地域移行後や親亡き後の生活の場としての共同生活援助のニーズは、今後も高まっていく見込みです。そのため、設置に関する相談対応や社会福祉施設等施設整備費補助金等の情報提供を行い、参入を促進します。

なお、施設入所支援は、国の基本指針に基づき地域移行する人を見込み、令和8年度は、15名とします。

(4)

計画相談支援・地域相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	障がいのある人の置かれた状況、生活環境、意思等を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画等の作成や適切な支援となっているか確認するモニタリング、関係機関との調整等の支援を行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込み 令和5年度	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	人／月	69	55	58	62	66	71
地域移行支援	人／月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

● ● 確保方策 ● ●

本市の障害福祉サービス利用者は、年々増加しており、それに伴いサービス等利用計画の作成に係る需要も高まっています。各相談支援事業所が適切にサービス提供ができるよう、本市の相談支援体制の強化を図ります。

障がい者基幹相談支援センターを中心に、情報共有、ケース検討の機会を設け、相談支援に従事する人材育成を行うとともに、困難ケースの対応などを通じて地域課題を把握し、障がい者自立支援協議会における協議につなげていきます。

また、地域移行支援・地域定着支援の推進のため、障がい者基幹相談支援センターを中心に、障害者支援施設や精神科病院等に対し、地域移行に向けた普及啓発に取り組みます。そして、各相談支援事業所と連携し、地域生活を支えるための体制整備を行い、円滑に地域での生活に移行できるよう、検討を進めます。

4

地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、自治体が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものです。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援の従事者の派遣など、多種にわたり、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになります。

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に対応した事業や実施体制を隨時検討していきます。

(1) 理解促進事業・自発的活動支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が実施する事業に助成を行うなど、地域における自発的な取組を支援します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	0	1	0	2	2	2
	事業整備	済	済	済	済	済	済
自発的活動支援事業	実施状況	0	0	2	2	2	2
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(2)

相談支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対し、意思決定支援に配慮しながら相談を行い、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等について、必要な支援を行います。
障がい者自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、個々の意思決定に着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めています。また、基幹相談支援センターが中心となり、障がい者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉事業者等の職員に対し、適切な支援のあり方に関する研修等を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。
尾張東部権利擁護支援センター	障がいのある人の権利擁護に関する問題について福祉課及び市内の相談支援事業所等と連携して必要な支援を行います。成年後見制度に関する広報周知を行い、利用に関する相談、申立て支援及び成年後見制度利用開始後の相談対応や関係機関との連携を図ります。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援事業	か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所		
障がい者自立支援協議会	設置状況		設置済		設置済		
基幹相談支援センター	設置状況		設置済		設置済		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況		実施		実施		
住宅入居等支援事業	実施状況		未実施		実施		

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(3)

成年後見制度利用支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位 内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
市長申立事業	人／年	1	0	2	1	1	1
	事業整備	済	済	済	済	済	済
後見人等の報酬事業	人／年	4	4	4	4	4	4
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(4)

成年後見制度法人後見支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	中核機関である尾張東部権利擁護支援センターと連携して市内での法人後見実施団体及び市民後見人の育成に取り組みます。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位 内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
市民後見人の育成実施	人	2	6	6	8	8	10
	事業整備	済	済	済	済	済	済
法人後見実施機関の育成実施	法人	0	1	1	1	1	1
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(5)

意思疎通支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
手話通訳者派遣・要約筆記者派遣	件／年	26	16	25	25	25	25
手話通訳者設置事業	人／年	1	1	1	1	1	1
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人／年	0	0	0	0	0	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

コラム

障がい者に関するマークいろいろ②



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

(6)

日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行うものです。

● ● 事業の概要 ● ●

対象用具	
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑤排せつ管理支援用具	ストマ装具等の障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

● ● 実績と見込み ● ●

対象用具	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年	4	0	1	6	6	6
自立生活支援用具	件／年	0	5	6	5	5	5
在宅療養等支援用具	件／年	10	5	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件／年	4	1	1	5	5	5
排せつ管理支援用具	人月／年	774	757	760	785	813	844
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	0	1	2	2	2

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(7)

手話奉仕員養成研修事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	これからも市内で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、人材の育成を図っていきます。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
手話奉仕員養成研修事業	人／年	6	2	8	8	8	8

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(8)

移動支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
移動支援事業	人／年	31	35	36	37	38	39
	時間／年	1,368	1,532	1,715	1,898	2,112	2,351

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(9) 地域活動支援センター事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
地域活動支援センター	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	人／年	3	3	20	20	20	20
	人日／年	46	72	400	400	400	400

※令和5年度に市内に地域生活支援センターを設置したことに伴い、当該センターの実績及び見込み量に変更

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(10) 発達障がい児者及び家族等支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施し、障がい児者の家族のスキル向上を図ります。
ペアレントメンター	発達障がい児の子育て経験のある親が育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポート活動	発達障がいの子をもつ保護者や家族、本人同士等が集まり、お互いの相談や情報交換を行うピアサポート活動を実施します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数／年	0	11	5	10	10	10
	実施者数	—	—	—	1	1	1
ペアレントメンター数	人／年	0	0	1	1	1	1
ピアサポート活動	参加者数／年	0	0	5	5	5	5

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(11)

その他の事業（任意事業）

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
要約筆記ボランティア養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記ボランティアを養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
日中一時支援事業	人／年	99	82	49	49	49	49
	人日／年	5,363	5,086	3,612	3,612	3,612	3,612
訪問入浴サービス事業	人／年	0	0	0	0	0	0
要約筆記ボランティア養成研修事業	人／年	3	10	10	10	10	10
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	1	0	1	1	1	1
身体障がい者用自動車改造助成事業	人／年	0	1	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

● ● 確保方策 ● ●

支援を必要としている人に必要な支援が届くよう、利用の実績、人口増加を踏まえ、各事業の充実を図るとともに、広く市民への制度周知を進めています。

「日中一時支援事業」「地域活動支援センター事業」「移動支援事業」「訪問入浴サービス事業」の利用について、サービス提供体制を確保しつつ、適切な支援が行えるよう、必要に応じて報酬単価や指定要件等の見直しに努めています。

日常生活に使用する用具の支給について、滞りなく支給できるよう提供事業者と市が連携し適切な支給に努めます。

コラム

障がい者に関するマークいろいろ③

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができます。

第 5 章

長久手市第3期障がい児福祉計画



木の絵 (いせくん)

1 基本的方向性

長久手市第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者基本計画における理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

【1】子どもの発達相談室・児童発達支援センターの活用

出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制の整備及び保健・医療・福祉・保育・教育といった関係機関との連携強化を目的として設置した「子どもの発達相談室」により引き続き乳幼児期からの児童の発達に関する専門相談窓口の充実、早期療育へのつなぎを行います。

また、障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として設置した児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たしながら障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。

【2】保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討

保育所等を利用中の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を行います。障がいのある児童に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設職員に対しても障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行い、身近な場所で支援が提供できるように、地域における支援体制の検討を行います。

【3】重症心身障がい児のための支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、圏域でのサービス提供体制を整備します。

【4】医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育その他関係機関との連携を図るための協議の場を設置します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

2 計画の成果目標

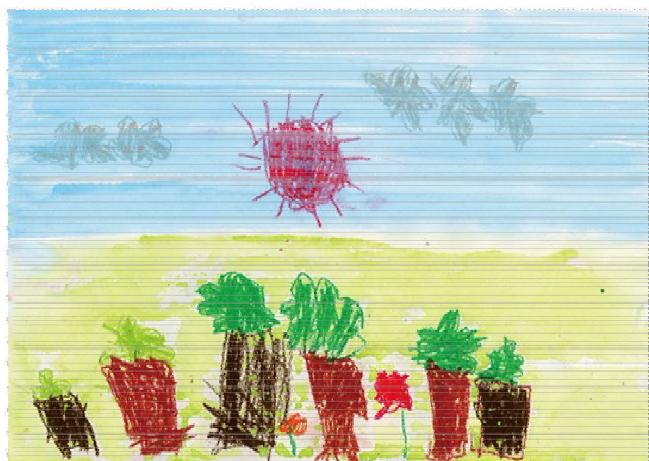
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の指針

令和8年度末における成果目標は以下のように示されています。

● ● 障がい児支援の提供体制の整備等における国の方針 ● ●

項目	内容
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの機能強化	令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容の推進	令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



木の絵

② 本市の目標設定

本市では、以下の通り目標を設定します。

● ● 障がい児支援の提供体制の整備等における本市の目標設定 ● ●

項目	数値	内容	
実績	子どもの発達相談室・児童発達支援センターの設置(令和3年度中)	各1か所設置	令和3年度中に市内に各1か所設置しました。
	保育所等訪問支援の設置及び実施(令和3年度末)	設置	令和3年度中に市内に保育所等訪問支援事業所を設置し、支援を実施しました。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(令和5年度末)	設置検討	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を圏域に設置し、放課後等デイサービス事業所を圏域に確保するための検討を行いました。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和5年度末)	設置 4人	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に計4人配置しました。
目標	子どもの発達相談室・児童発達支援センターの活用(令和8年度末)	機能強化	令和8年度末までに児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、関係機関と協議を行い、必要な機能強化を進めていきます。
	保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の検討(令和8年度末)	検討	市内保育所等訪問支援を活用しながら、保育所等における障がい児への支援力向上を図り、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する支援体制の検討を行います。
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の検討(令和8年度末)	1か所確保検討	令和8年度末までに圏域に主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に向け検討を行います。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和8年度末)	連携強化 7人配置	平成30年度末に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置しました。今後は、障がい者自立支援協議会の中で検討の場の再編を行い連携強化します。医療的ケア児等コーディネーターは母子保健分野、障がい福祉分野に継続して配置されるよう計画的に研修の受講を行っていきます。

3

障がい児へのサービスの見込みと確保方策

(1) 障害児通所支援

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児通所支援施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がいがある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込み ^{※1}	見込み		
		令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童発達支援	人／月	103	138	144	149	154	160
	人日／月	1,168	1,401	1,457	1,515	1,575	1,638
医療型児童発達支援	人／月	0	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人／月	211	256	298	318	340	363
	人日／月	2,806	3,183	3,693	3,951	4,233	4,529
保育所等訪問支援	人／月	8	35	56	64	73	83
	人日／月	8	36	58	66	75	85
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人／月	47	39	40	45	47	50
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人／月	4	5	4	5	6	7
障がい児の子ども・子 育て支援等の利用ニー ズの把握及びその提供 体制の整備	保育所 ^{※2}			88	90	92	94
	認定こども園 ^{※3}			0	0	0	0
	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ、学童保育所) ^{※2}			18	20	22	24

※1 実績見込みは、令和5年4月1日時点の情報または令和5年4月から9月の実績から算出した数値を掲載しています。

※2 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

※3 本市において、認定こども園の設置はありません。

●● 確保方策 ●●

サービス種別	事業の概要
児童発達支援	障がいのある児童が療育を受けられるよう児童福祉法に基づく障害児通所支援施設として設置した児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たしながら障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。
医療型児童発達支援	本市には、医療型児童発達支援を実施する事業所がないため、圏域内の医療型児童発達支援を実施する事業所と連携し、利用者の通所先を確保します。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスの利用ニーズは年々増加していますが、市内及び近隣の事業所によりサービスの提供ができます。事業所同士の意見交換の場の提供や研修等の機会を広げます。
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援は、障がいのある児童が地域社会で他の児童と変わらず生活するために非常に重要な事業です。こどもの発達相談室、児童発達支援センター、障がい者基幹相談支援センター、各児童の所属先と連携して事業を実施します。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から新たに整備された事業ですが、本市や近隣でも居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所がありません。重症心身障がい児等の重度の障がいがあり支援を受けるための外出が著しく困難な児童への支援について関係機関と検討を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用児童数の増加に伴い、障害児相談支援のニーズも増加しています。市内の障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画を作成する担い手を確保します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	母子保健分野、障がい福祉分野の職員が計画的に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、医療的ケア児を取り巻く環境の調整を行うコーディネーターを継続的に確保します。

コラム

子どもの発達相談室と児童発達支援センター

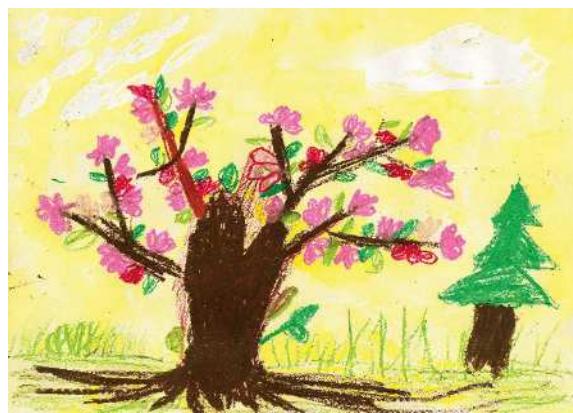
「子どもの発達相談室」は、発達が気になるお子さんに関する相談への対応やお子さんに関わる機関同士の連携の強化を目的として令和3年4月に開設しました。

「児童発達支援センター」は、就学前のお子さんが通い、基本的な生活習慣の自立に向けた練習や、集団生活の中で必要な力を習得するための練習をします。



第 6 章

計画の推進にあたって



木の絵

1 計画の推進体制

長久手市の障がい福祉施策を推進するためには、市民・障がい関係団体・障がい関係事業者・行政が、情報を共有し、障がい福祉施策に対する理解を深め、協働して取り組むことが重要であることから、以下の組織を活用していきます。

(1) 「長久手市障がい者自立支援協議会」の活用

障がい者施策を推進するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取組を推進することが重要なことから障害者総合支援法に基づき設置が規定されている「長久手市障がい者自立支援協議会」を活用します。

「長久手市障がい者自立支援協議会」の設置要綱の第2条には下記事項が明記されています。

- ア 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- ウ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- エ 地域の社会資源の開発及び質の向上に関すること。
- オ 障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- カ 障がい者の差別の解消の推進に関すること。
- キ その他必要と認められる事項

(2) 国・県・他市町等との連携・協力

障がい福祉施策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町をはじめ様々な機関と連携・協力します。

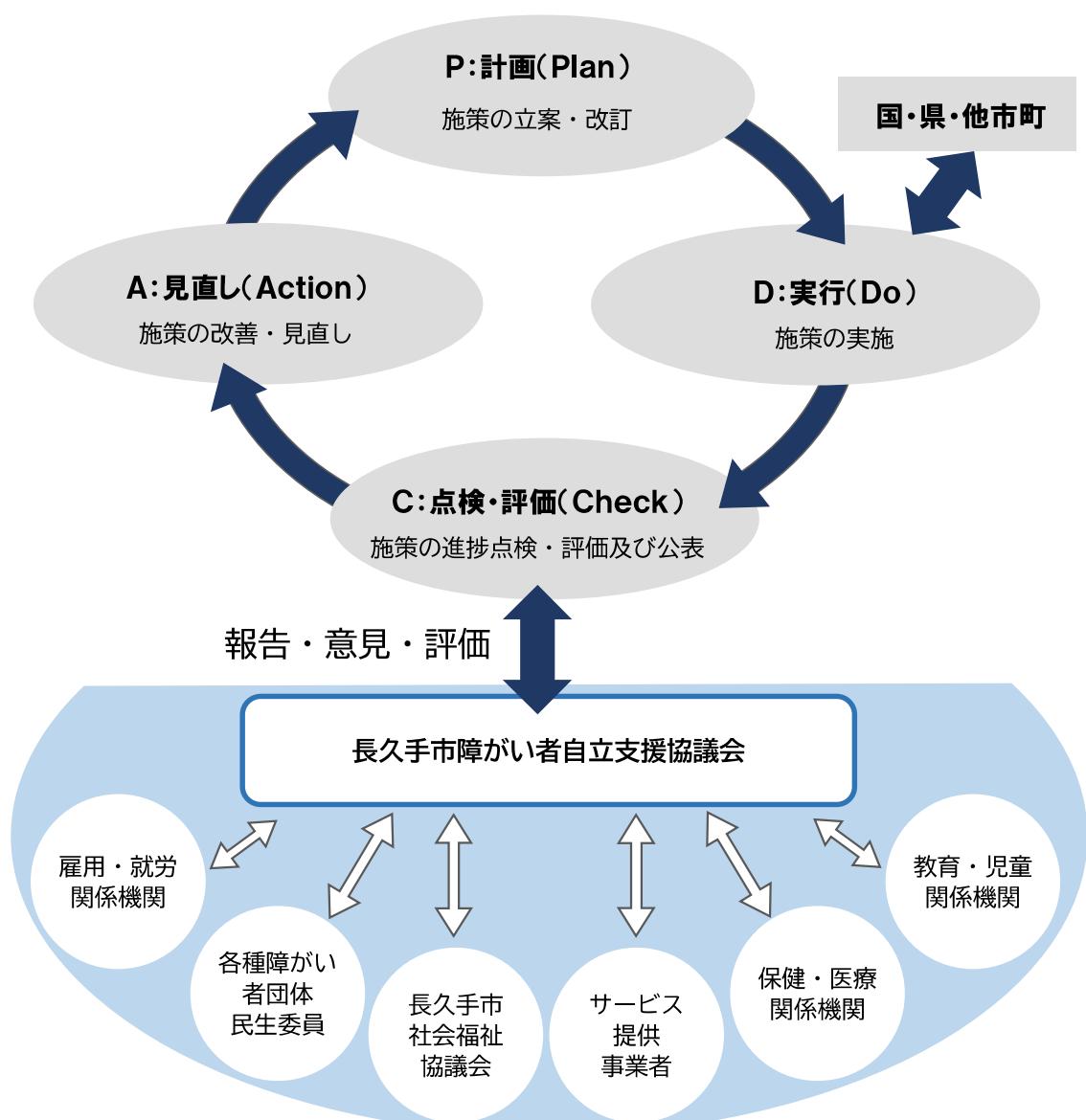
(3) 庁内の推進体制

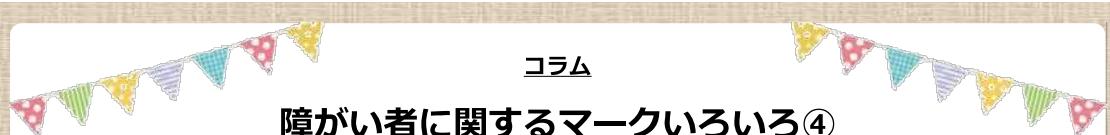
本市では、本計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくため、庁内の事務局を通じて関係各課の障がい福祉施策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全局的な取組を推進します。

2 進行管理と管理手法

本計画に基づく取組については、管理サイクル（P D C Aサイクル）の手法で評価・報告を行います。障がい福祉施策の取組状況は、定期的な調査、分析を行うとともに、毎年度、長久手市障がい者自立支援協議会において進捗状況について評価し、計画を推進するまでの課題等を明らかにします。

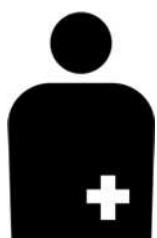
また、協議会からの意見を踏まえ、適宜計画の見直しを行います。
施策の実施状況については、障がい者自立支援協議会からの意見を含めて、市のホームページ等を通じて公表します。





コラム

障がい者に関するマークいろいろ④



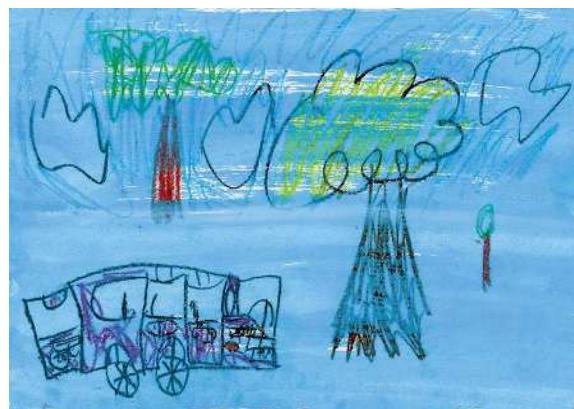
オストメイト用設備／オストメイト

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排せつ機能に障がいのある人のことをいいます。このマークは、オストメイト対応のトイレであることを表しています。

第 7 章

障がいのある人を取り巻く

状況・課題



木の絵 (隼暁くん)

1 本市の課題のまとめ

国等の基本指針や本市の現状・特性、各種意識調査、家族会・支援団体からのヒアリング、前計画の進捗状況などを踏まえ、本市の主な課題を次の7つにまとめました。

また、その課題に対応していくために特に重点的に行うもの7つを「重点項目」として位置づけ、取組を進めていきます（8ページ～14ページに掲載）。

（1）訪問支援の実施、その後のつなぎ

意識調査やヒアリングによると、情報が入手できていなかったり、複合的な課題を抱えているなど、適切な支援やサービスにつながっていない人がみられます。支援を必要とする人に対し、訪問支援を行い、適切な支援やサービスにつなぐ必要があります。

また、支援を必要とする人への他のアプローチとして、医療機関などの関係機関と連携した支援体制の構築も必要です。

（2）医療的ケアが必要な人への支援体制の確保

医療機器等の使用や医療的ケアを必要とする人は、一定の人数があり、必要とする内容も多岐に渡っています。その看護・介護は、親族を中心的に行われており、負担の軽減が必要です。あらゆる医療的ケアに対応することができる、保健・医療体制の整備が求められます。

また、現状では災害が発生した場合に支援が滞る可能性があり、早急な対応が求められます。

（3）早期からの相談体制や継続的な支援

子どもの発達や障がいに関して、気になった時期に困ったこととしては、支援までの時間がかかったことや相談機関が分からなかったことが多く挙げられています。保護者の不安を受け止めつつ、必要な情報提供やサービスの案内を行うことができるような相談窓口の拡充が必要です。

また、当事者への意識調査によると、障がいのある子どもと家族が安心して生活を送るために必要な取組として、「総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）」「福祉サービスの充実」がそれぞれ7割以上、「関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）」「障がいのある子どもへの理解や知識向上」が6割以上となっています。

幼少期から働くまでの期間は、支援者・関係者の関わりが特に多く、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援の提供につなげる必要があります。

（4）就労に関する支援

就労していくための支援・配慮として「障がいの特性を理解すること」が7割以上、「総合的な相談支援」が6割以上となっており、働くための就労体験の充実を求める声が多いこと、中高生の時期から将来を見据えていくことが重要であること、一般企業の障がい者の雇用への支援が必要なことから、総合的な働くことへの支援方策が必要です。

また、農業従事者に対する調査結果では、何かしらの手伝いを求めている一方、その内、半数以上が依頼できる作業が分からないと回答しており、お互いの理解を深めていくことが必要です。

（5）地域とのつながり・交流

本市は、今後も人口が増加していくますが、それに伴い障がいのある人も増えていくことが見込まれます。障がいのある人は、利用している事業所など以外に参加する場が多くない傾向がありますが、障がいの程度に関係なく、地域とつながり、困ったときには助け合える関係性を築いていくことが大切です。そのためには、日頃から地域と交流しつながりを持つことや、避難訓練などの地域活動での協働を通じて、障がいに対する理解促進を図るとともに、お互いが支え合い、障がいの程度に関わらず共に暮らすことのできる地域を目指していくことが大切です。

（6）権利擁護の支援

障がいのある人が増加している本市において、権利擁護の支援に対するニーズは一層高まることが予測されます。意識調査から、金銭の管理や契約の手続きに不安を感じる人が多数いる一方で、日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知率は低いことなどから一層の理解促進が必要です。また、支援が必要な人が増えていくことから、権利擁護の担い手となる人を育成、支援することが急務です。

相談支援専門員や各事業所においては、本人から話を聞く、様子からの意思・好みの確認などはできている一方で、本人への説明・支援の見直し、本人・支援者の会議の参加などの割合が高くなく、今後は、周知・啓発や研修への参加促進が必要です。

（7）災害時に向けた防災体制づくり

災害時に不安に思うことについて、「避難所での配慮」「避難所の整備」などが挙がっています。大規模な災害が発生した場合、直ちに支援することができない場合もあるため、自らの備えとして、避難時の支援計画、日頃からのつながり、見守りなどにより備えていくことが必要です。

また、行政として避難所の整備の他、活用できる社会資源の整理・周知も急務となります。

2

第3次基本計画の重点施策の取組と評価

第4次基本計画の施策立案にあたり、第3次基本計画（前計画）で示されている重点施策について進捗状況を把握しました。

前計画は、基本理念「支え合う 思いやのまちながくて」に基づき、15の重点施策について取り組み、令和元年度末時点では、すべての事業がB（目標どおりに進捗している）となりました。

評価		評価基準
完了		目標を達成した
A		目標以上に進捗している
B		目標どおりに進捗している
C		改善の余地あり

(年度)					
	事業名称	平成27	平成28	平成29	平成30
1	グループホーム整備への支援	B	完了	A	B
2	グループホームの体験利用の促進	B	B	B	C
3	基幹相談支援センターの設置	B	B	B	B
4	個別訪問調査の実施	C	B	B	C
5	乳幼児期からの療育支援体制の整備	B	B	B	B
6	各保育園等への巡回相談	B	B	B	B
7	スクールソーシャルワーカーの設置及び 関係機関との連携強化	B	B	B	B
8	農業を活用した雇用機会の拡大	A	B	B	C
9	就労支援コーディネーターの設置	B	B	B	B
10	市役所での就労体験の実施	C	A	C	B
11	支え合いマップづくり	B	C	B	B
12	障がいのある人と地域の人とが交流できる 場の提供	B	B	B	B
13	移動支援の支援員の人材育成	B	B	B	B
14	成年後見制度の普及啓発及び理解促進	B	B	B	B
15	精神障がいにも対応した地域包括ケアシ ステムの構築に向けた体制整備	-	-	-	C

※15は、平成30年度から追加

なお、各重点施策の詳細評価は、以下に掲載しています。

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/fukushibu/fukushika/1/1/1025.html>



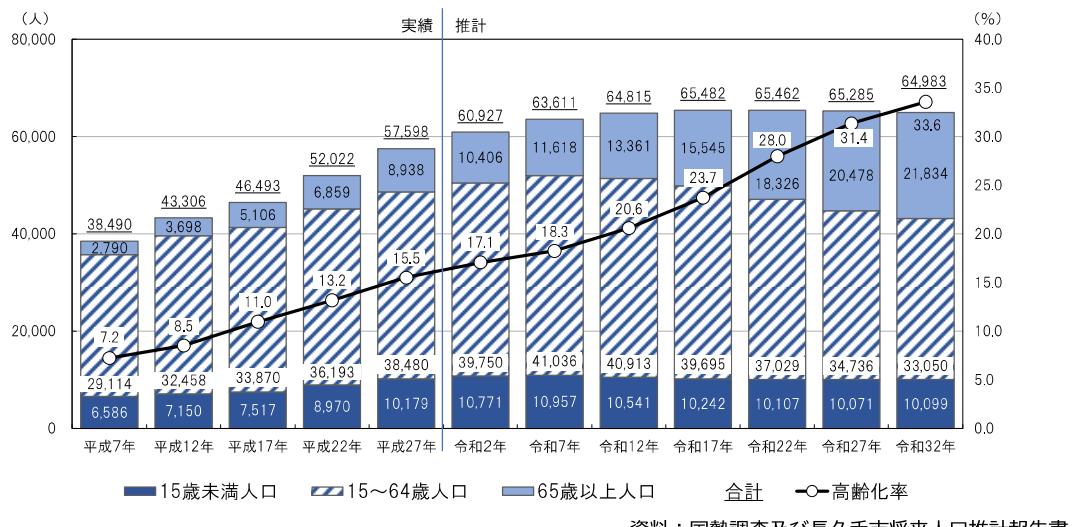
※「第3回第4次長久手市障がい者基本計画等策定部会」
のページ内の会議資料

3 統計データの状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は増加傾向にあります。年齢3区分別にみると、いずれの世代も増加傾向にありますが、総人口は、令和17年まで増加し、その後は減少に転ずると予測されます。

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移・推計



資料：国勢調査及び長久手市将来人口推計報告書

※年齢不詳分を各年齢層に按分。なお、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入している。

■各小校区の人口と障害者手帳所持者の割合（令和2年4月1日時点）

単位：人（実人数）

小学校区	校区人口	手帳所持者	身体手帳	療育手帳	精神手帳
長久手小学校	8,505	328	230	54	54
		3.9%	2.7%	0.6%	0.6%
西小学校	7,916	228	138	25	72
		2.9%	1.7%	0.3%	0.9%
東小学校	5,389	172	123	15	38
		3.2%	2.3%	0.3%	0.7%
北小学校	12,811	327	218	55	68
		2.6%	1.7%	0.4%	0.5%
南小学校	11,195	324	211	45	86
		2.9%	1.9%	0.4%	0.8%
市が洞小学校	11,554	287	172	48	80
		2.5%	1.5%	0.4%	0.7%
重複校区	2,129	2	2	0	0

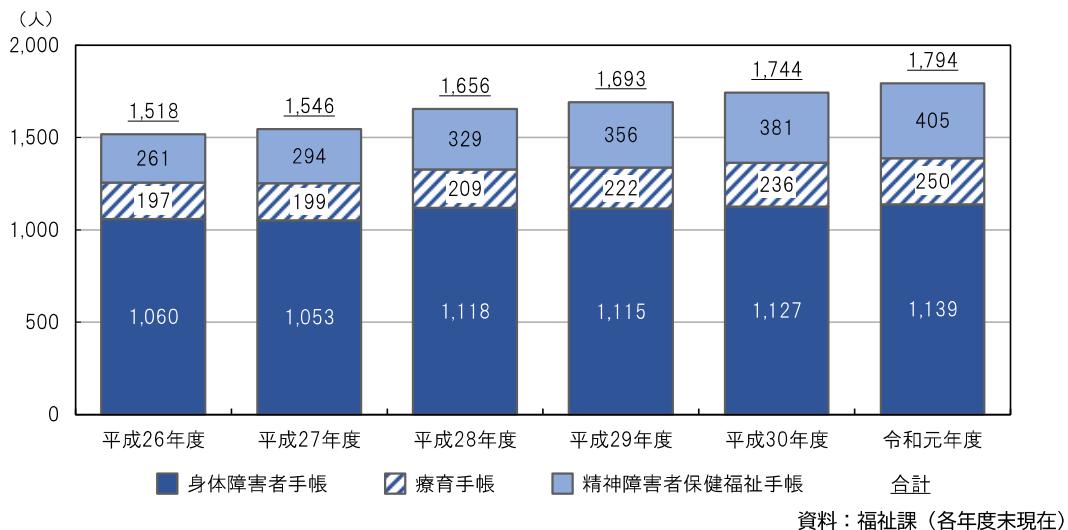
※手帳を重複して所持している人がいるため、手帳実人数と各手帳の合計は必ずしも一致しない。

(2) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳を交付された人の状況

本市の障害者手帳を交付された人の数は増加傾向にあり、令和元年度現在1,794人となっています。手帳別にみると、特に精神障害者保健福祉手帳が大幅に増加しています。

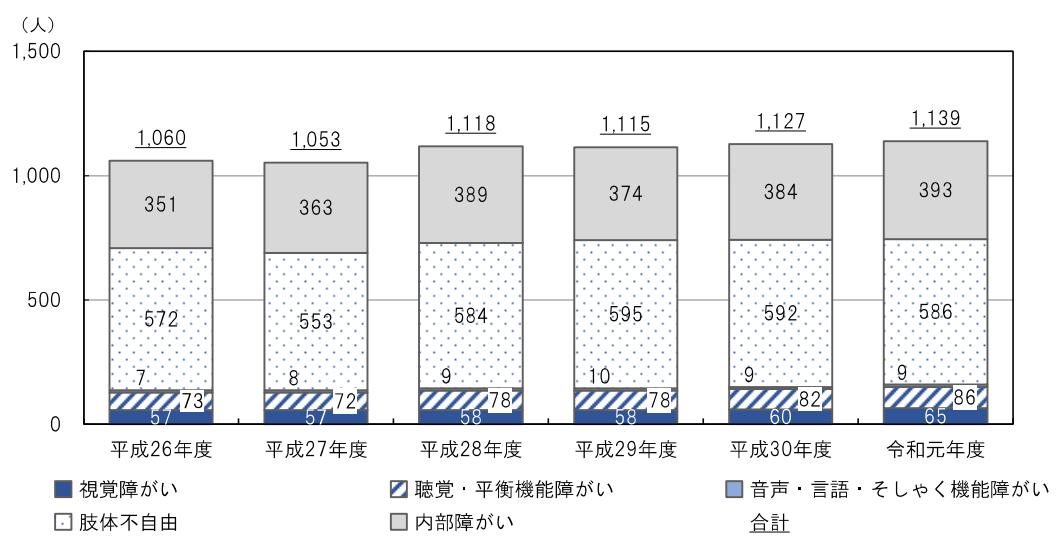
■障害者手帳を交付された人数の推移



② 身体障害者手帳を交付された人の状況

本市の身体障害者手帳を交付された人は増加傾向にあり、令和元年度現在1,139人となっています。障がい種別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

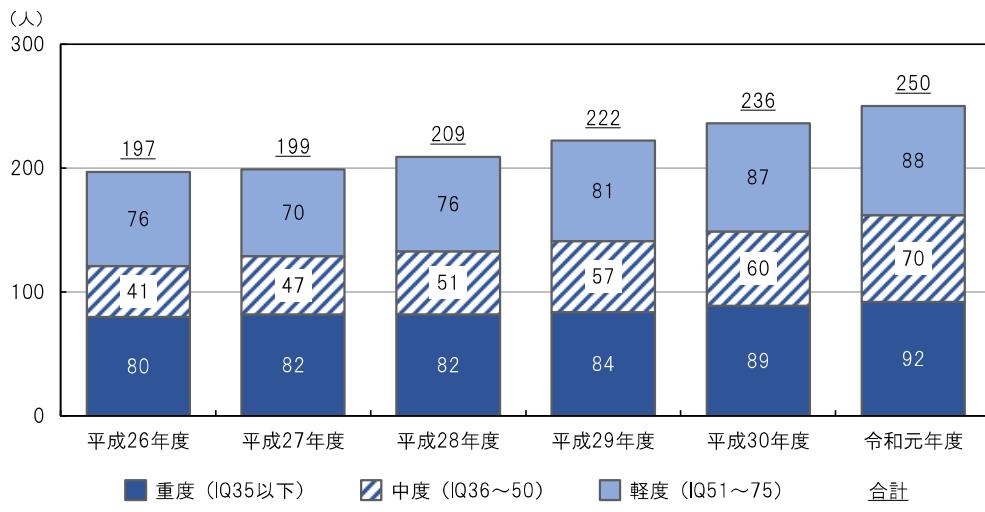
■障がい種別身体障害者手帳を交付された人数の推移



③ 療育手帳を交付された人の状況

本市の療育手帳を交付された人は増加傾向にあり、令和元年度現在250人となっています。等級別にみると、重度（IQ35以下）が最も多くなっています。

■等級別療育手帳を交付された人数の推移



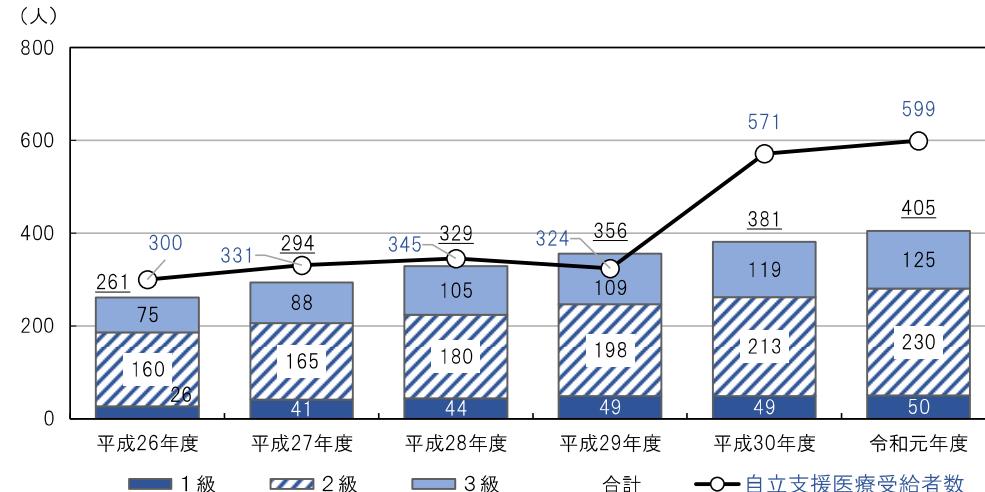
資料：福祉課（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳を交付された人の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳を交付された人は増加傾向にあり、令和元年度現在、405人となっています。等級別にみると、2級が最も多くなっています。

また、自立支援医療受給者数は、増加傾向にあり、令和元年度現在599人となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳を交付された人数及び自立支援医療受給者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

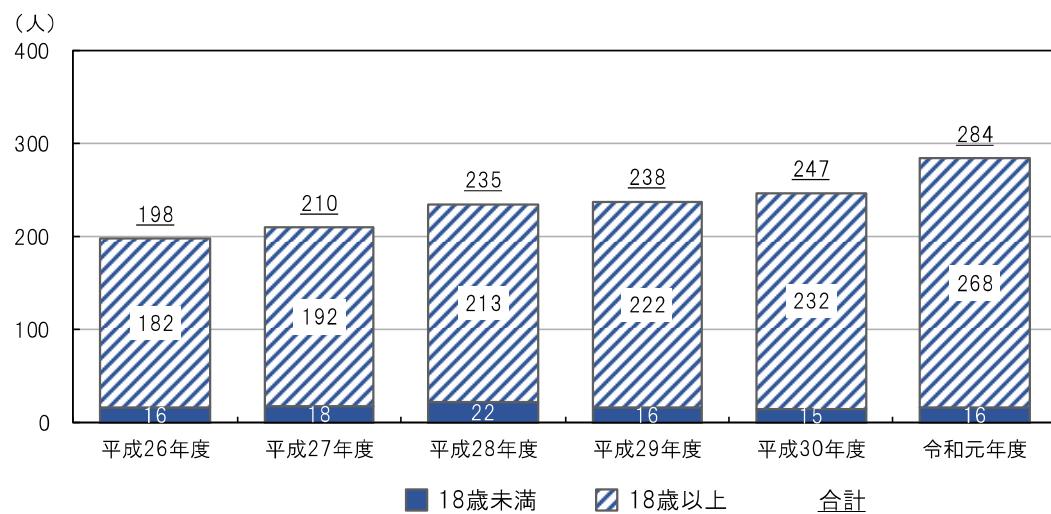
⑤ 福祉サービスの利用状況

本市の障害福祉サービス利用者数は増加傾向にあり、令和元年度現在284人となっています。

障がい児へのサービス利用者数は、令和元年度には260人と、平成26年度から4倍以上の増加となっています。

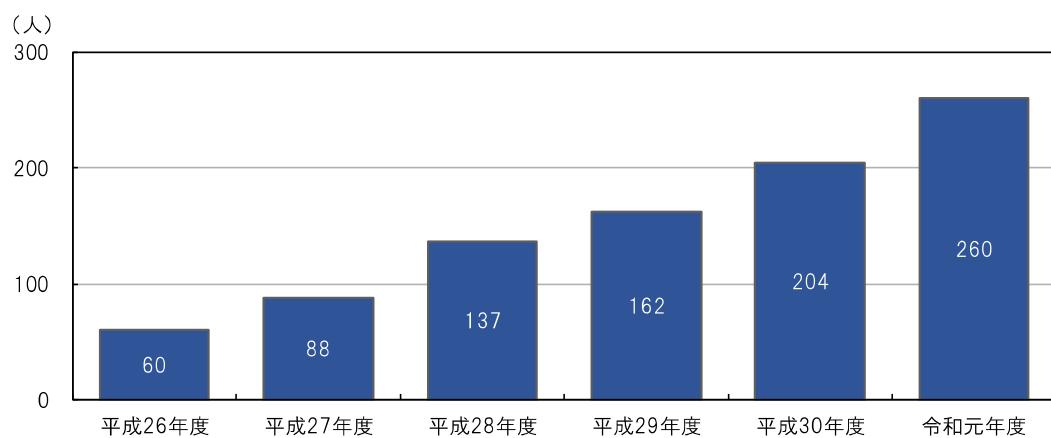
地域生活支援事業の利用者数は、18歳未満は減少傾向ですが、18歳以上の利用者数は増加傾向にあります。

■障害福祉サービス利用者数（実人数）の推移



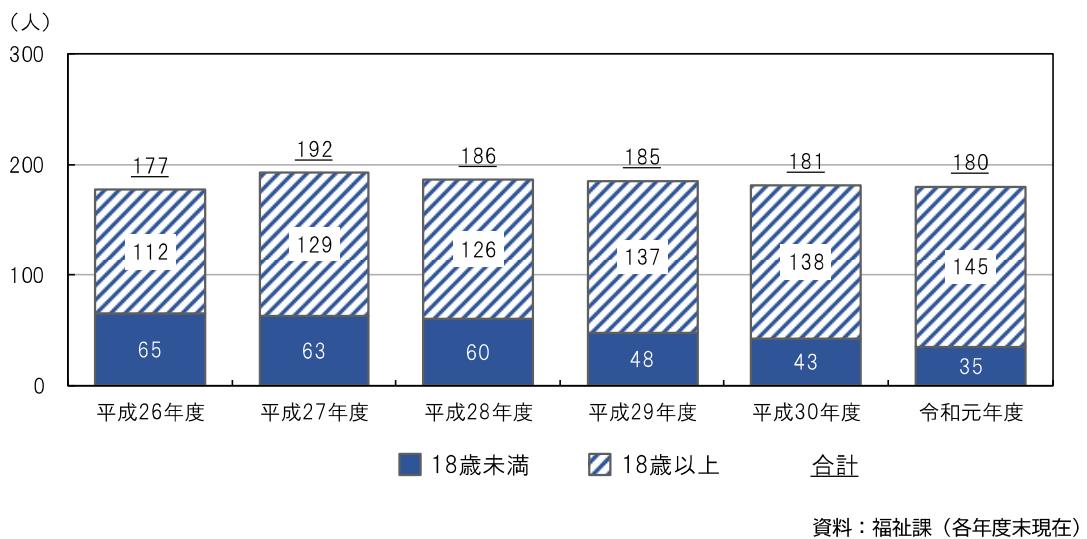
資料：福祉課（各年度末現在）

■障がい児のサービス利用者数（実人数）の推移

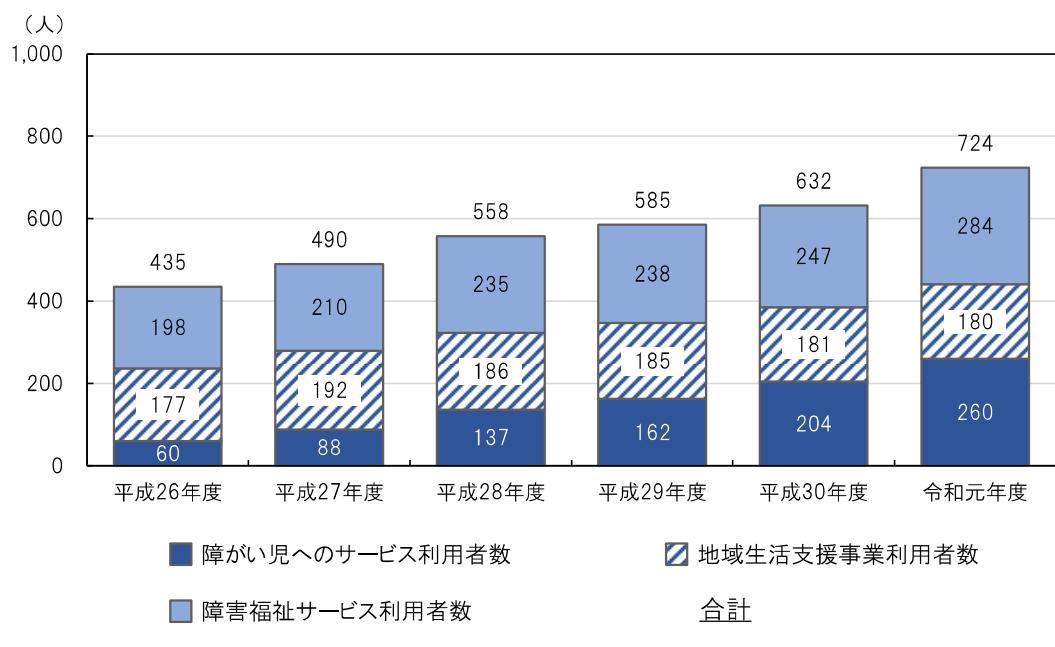


資料：福祉課（各年度末現在）

■地域生活支援事業利用者数（実人数）の推移



■各福祉サービスの利用者数の推移

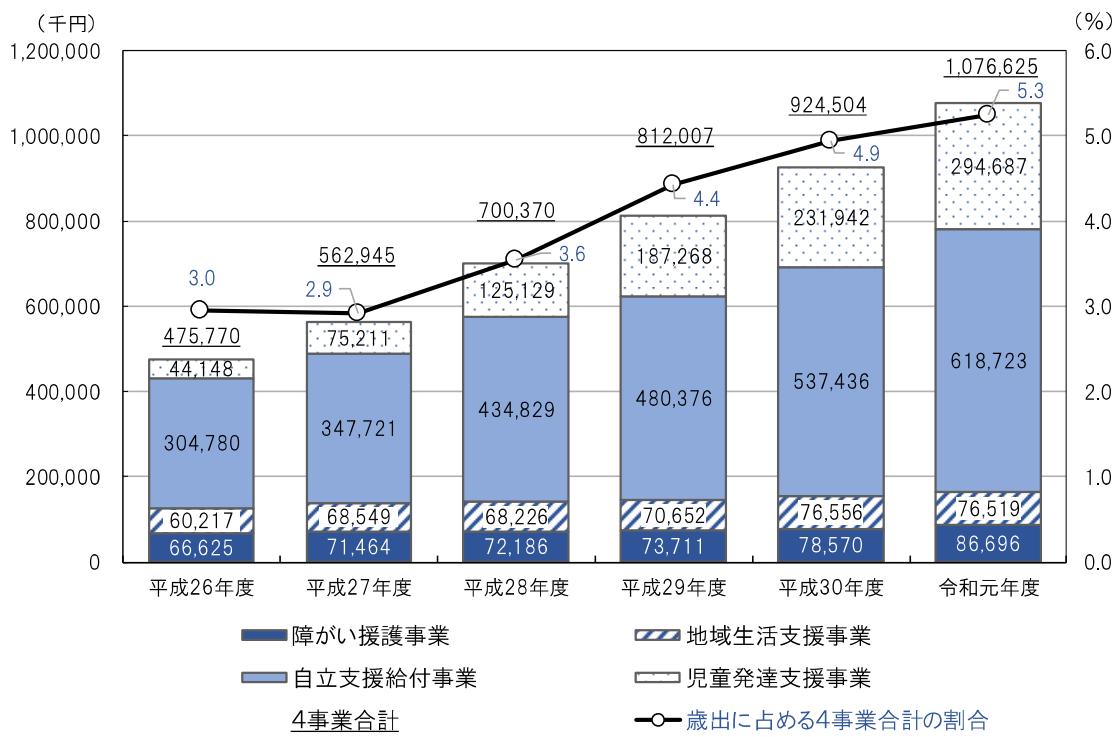


⑥ 各福祉サービス事業の費用及び歳出に占める割合

本市の各福祉サービス事業の費用は増加傾向にあり、令和元年度は4事業合計が1,076,625千円となっています。

本市歳出に占める割合は令和元年度には5.3%となっています。

■各福祉サービス事業の費用及び歳出に占める割合の推移

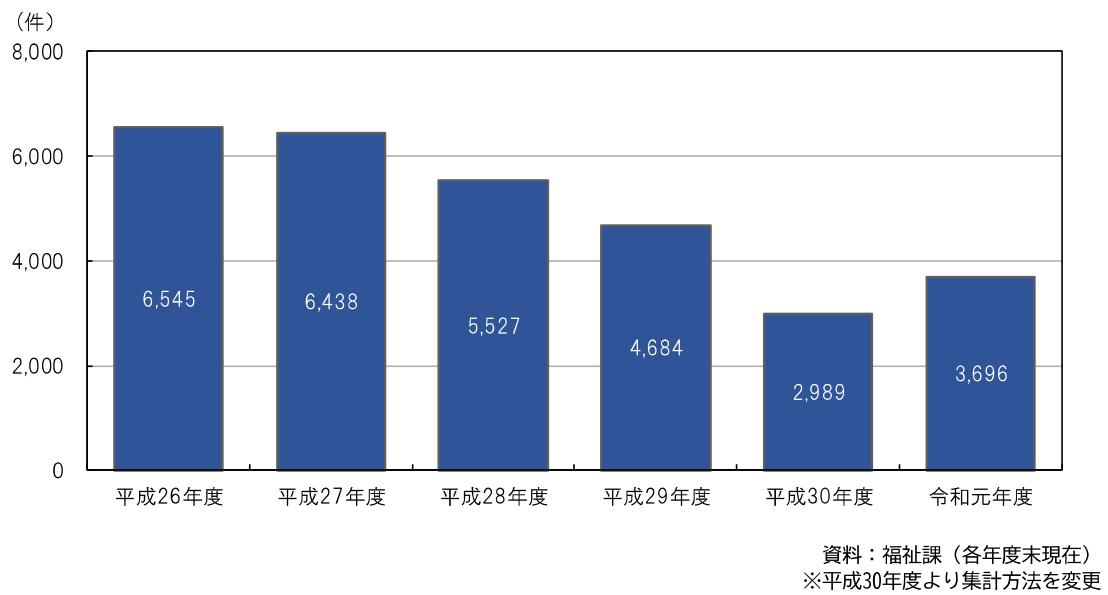


⑦障がい者基幹相談支援センター等相談件数の状況

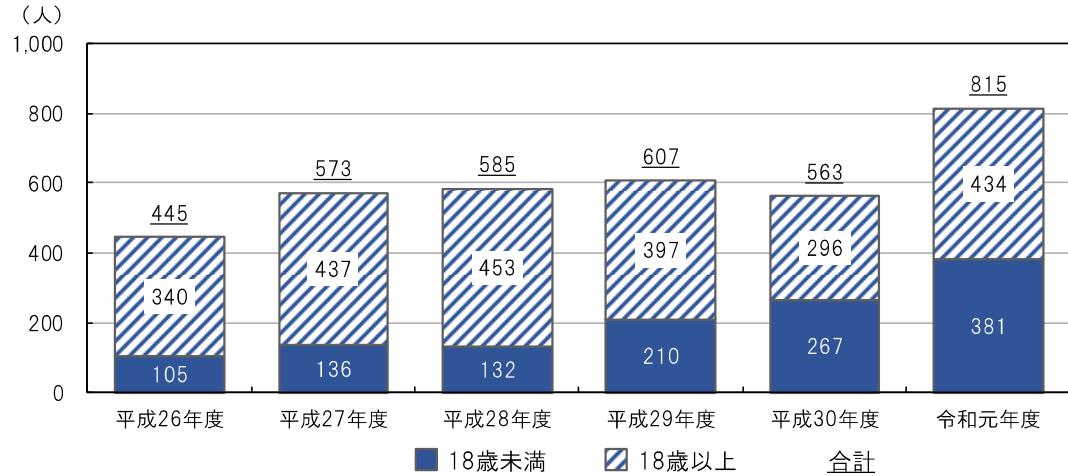
本市の障がい者基幹相談支援センター等相談件数は、平成30年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度には増加に転じています。

相談者数は、平成30年度までは増減を繰り返していましたが、令和元年度に大幅に増加しています。

■障がい者基幹相談支援センター等相談件数の推移



■障がい者基幹相談支援センター等相談者数の推移

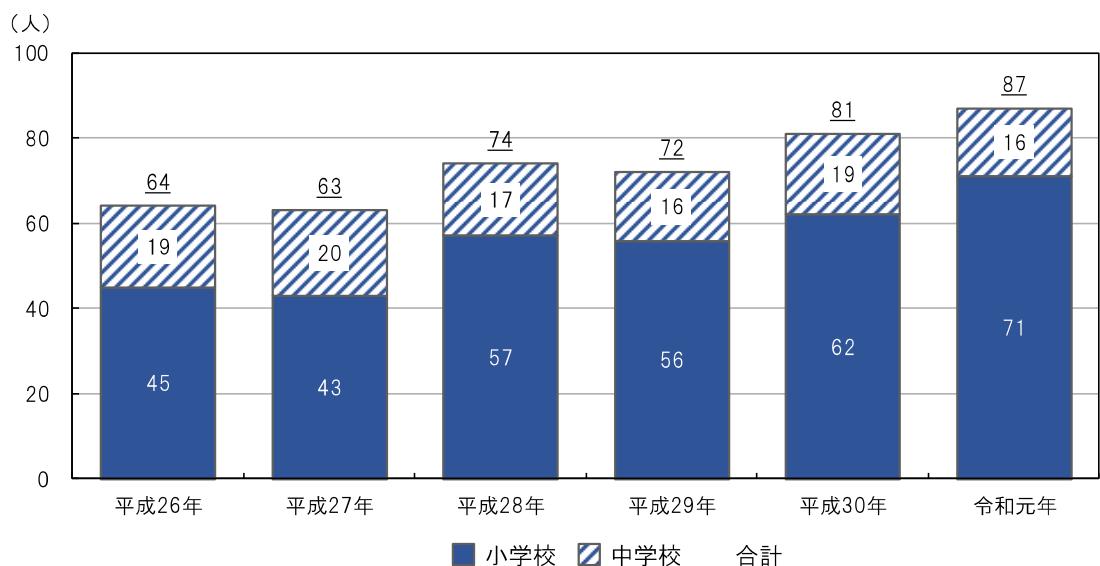


資料：福祉課（各年度末現在）

⑧ 特別支援学級在籍者数の状況

本市の特別支援学級在籍者数は増加傾向にあり、令和元年現在87人となっています。

■特別支援学級在籍者数の推移



資料：福祉課（各年5月1日現在）

⑧ 難病の状況

障害者総合支援法において難病患者は、平成25年4月より対象となり、その後、数回にわたり対象の範囲の見直しが行われています。

<見直しの経過>

- ① 平成27年1月～ 第1次対象疾病見直し 130疾病 ⇒ 151疾病
- ② 平成27年7月～ 第2次対象疾病見直し 151疾病 ⇒ 332疾病
- ③ 平成29年4月～ 第3次対象疾病見直し 332疾病 ⇒ 358疾病
- ④ 平成30年4月～ 第4次対象疾病見直し 358疾病 ⇒ 359疾病
- ⑤ 令和元年7月～ 第5次対象疾病見直し 359疾病 ⇒ 361疾病

■指定難病特定医療費支給認定者数の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
長久手市	282	301	307	271	274	302
愛知県	3,018	3,171	3,280	2,913	2,835	2,993

<主な疾患（上位6位）>

- ・潰瘍性大腸炎（52人） ・クローン病（26人） ・パーキンソン病（25人）
- ・全身性エリテマトーデス（17人） ・重症筋無力症（13人） ・皮膚筋炎／多発性筋炎（13人）

4

意識調査等からみる地域福祉の現状

本市の障がい福祉に関する現状を把握するために、以下の調査等を実施しました。調査結果を踏まえ、特に本市の特性などが分かるものを記載します。各意識調査の詳細は、市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/fukushibu/fukushika/2/3/1006.html>



(1) 調査等の概要

① 障がいに関する当事者への意識調査

- 調査対象：市内在住の障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者
- 調査期間：令和2年1月31日～令和2年2月29日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 1,797 通 有効回収数 898 通 有効回収率 50.0%

② 農業従事者への調査

- 調査対象：本市近郊の農業従事者
- 調査期間：令和2年1月29日～令和2年2月29日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 503 通 有効回収数 59 通 有効回収率 11.7%

③ 相談支援専門員への調査

- 調査対象：市内の相談支援専門員
- 調査期間：令和2年3月16日～令和2年4月17日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 11 通 有効回収数 11 通 有効回収率 100.0%

④ 障害福祉サービス提供事業所への調査

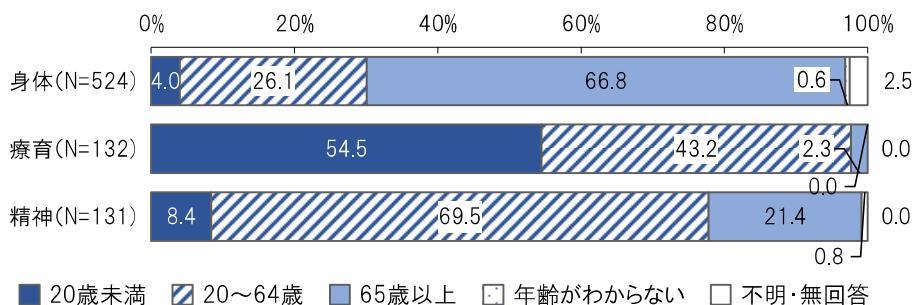
- 調査対象：市内の障害福祉サービス提供事業所
- 調査期間：令和2年3月16日～令和2年4月17日
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収状況：配布数 34 通 有効回収数 29 通 有効回収率 85.3%

⑤ 家族会・団体へのヒアリング調査・（意識調査の自由記述含む）

- 調査対象：市内で活動する家族会・ボランティア団体等
- 調査期間：令和2年1月30日～令和2年4月30日
- 調査方法：ヒアリングシートを基に聞き取りまたは郵送による配布・回収
- 参加団体：計 17 団体へのヒアリングの実施

(2) 当事者への調査

① 回答者の障がい種別ごとの年齢

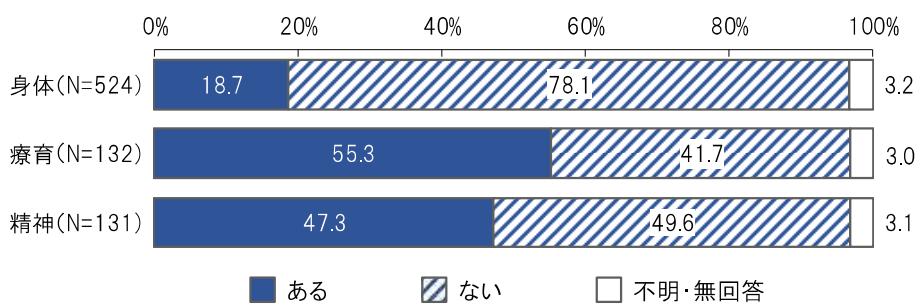


② 現在、あなたは、悩んでいることや相談したいことがありますか。

上位3位

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・自分の健康や治療のこと	・特ない	・自分の健康や治療のこと
	・特ない	・自分の健康や治療のこと	・生活費など経済的なこと
第2位		・自分の介助や介護のこと ・就学や進学のこと	
第3位	・自分の介助や介護のこと	・外出や移動のこと	・仕事や就職のこと

③ 障がいがあるために差別を受けたり、嫌な思いをしたことはありますか。



■差別を受けたり、嫌な思いをした場所 (上位3位)

区分	身体 (N=98)	療育 (N=73)	精神 (N=62)
第1位	・店舗や公園などの外出先	・学校	・仕事場
第2位	・公共交通機関	・店舗や公園などの外出先	・学校
第3位	・学校	・病院などの医療機関	・病院などの医療機関

④ より安心して暮らしていくためにはどういった配慮や取組が必要だと思いますか。

上位3位

区分	身体 (N=447)	療育 (N=117)	精神 (N=113)
第1位	・道路などでの段差の解消	・障がい特性に関する啓発	・障がい特性に関する啓発
第2位	・施設内のバリアフリー化	・障害者差別解消法の周知	・障害者差別解消法の周知
第3位	・障害者差別解消法の周知	・施設内のバリアフリー化	・道路などでの段差の解消

※「不明・無回答」を除く。

⑤ 障がいのある人が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか。

上位3位

区分	身体 (N=441)	療育 (N=127)	精神 (N=122)
第1位	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること	・職場の人たちが障がいの特性を理解すること
第2位	・職場内で相談や支援をする人がいること	・職場内で相談や支援をする人がいること	・職場内で相談や支援をする人がいること
第3位	・体の調子が悪いときに休めること	・外部で困ったときの相談先があること	・体の調子が悪いときに休めること

※「不明・無回答」を除く。

⑥ あなたが安心して地域で生活するにはどのような支援が必要ですか。

上位3位

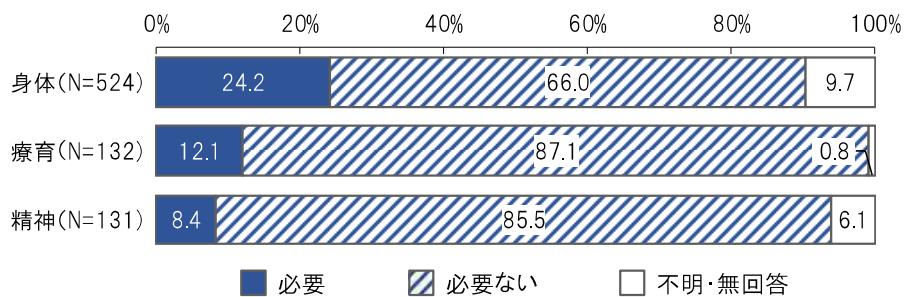
区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・医療機関の充実	・日中に通える場所	・困ったことを相談できる場所
第2位	・困ったことを相談できる場所	・困ったことを相談できる場所	・就労するための支援・サービス
第3位	・緊急時に行くことができる場所	・緊急時に行くことができる場所	・医療機関の充実

⑦ あなたが災害発生時に不安に思うことは何ですか。

上位3位

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・避難所の障がいへの配慮	・避難所の障がいへの配慮	・避難所の障がいへの配慮
第2位	・避難所で必要な医療や設備があるか心配である	・災害に関する情報を入手できるかわからない	・避難所で必要な医療や設備があるか心配である
第3位	・災害に関する情報を入手できるかわからない	・避難所で必要な医療や設備があるか心配である	・災害に関する情報を入手できるかわからない

⑧ 現在「医療機器等の使用」または「医療的ケアの必要」がありますか。



■必要としている「医療機器」または「医療的ケア」の内容

区分	身体 (N=127)	療育 (N=16)	精神 (N=11)
第1位	・その他	・その他	・その他
第2位	・酸素吸入 ・導尿	・たんの吸引 ・経管栄養	・導尿 ・インスリン投与

⑨ 長久手市の施策において、もっとも優先すべきと考えるもの

上位3位

区分	身体 (N=524)	療育 (N=132)	精神 (N=131)
第1位	・障がい及び障がいのある人に対する理解の促進	・障がい及び障がいのある人に対する理解の促進 ・障がいのある子どもの教育・育成に関する施策	・障がい及び障がいのある人に対する理解の促進
第2位	・医療費・福祉サービス利用時の負担軽減に関する施策		・雇用・就労の促進に関する施策
第3位	・手当などの経済的給付の充実	・障害福祉サービスの充実のための施策	・手当などの経済的給付の充実

⑩ お子さんの発達や障がいに関して、気になった時期に困ったことはどのようなことですか。

上位3位

区分	身体 (N=21)	療育 (N=72)	精神 (N=11)
第1位	・相談機関が分からなかつた	・必要な支援（サービス）を利用するまでに時間がかかった	・お子さんへの接し方が分からなかつた
第2位	・必要な支援（サービス）を利用するまでに時間がかかった ・身近に悩みや不安を話せる人がいなかつた	・専門の医療機関で診てもうまでに時間がかかった	・専門の医療機関で診てもうまでに時間がかかった
第3位		・お子さんへの接し方が分からなかつた	・専門の医療機関が分からなかつた

⑪ お子さんとご家族が安心して生活するために、どのような取組の充実が必要だと思いますか。

上位3位

区分	身体 (N=21)	療育 (N=72)	精神 (N=11)
第1位	・関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）	・総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）	・総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）
第2位	・福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）	・福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど） ・関係機関の連携（医療・保育・教育・福祉等）	・福祉サービスの充実（児童発達支援・放課後等デイサービスなど） ・障がいのある子どもへの理解や知識向上
第3位	・総合的な相談窓口（生まれてから卒業、就労までの一貫した相談体制）		

(3) 農業従事者への調査

① 農作業に関して、お手伝いできることはありますか。どんな作業がありますか。



■農作業でお手伝いできそうな作業の内容（上位3位）

区分	農業従事者 (N=13)
第1位	・雑草抜き
第2位	・野菜などの収穫
第3位	・袋詰め・箱詰め

② 障がいのある人に農作業を依頼する場合、どのようなことが分かりにくいですか。

上位4位

区分	農業従事者 (N=59)
第1位	・どんな作業ができるのか分からない
第2位	・作業をうまく教えることができるか不安
第3位	・費用などの金銭面
第4位	・作業の質が担保できるか不安

(4) 相談支援専門員への調査

① 業務を進めるうえで、負担感はどのようなことがありますか。

上位5位

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・困難ケースの対応に手間がかからってしまう	
第2位	・担当する件数が多い ・自身の力量に不安がある	・相談支援専門員の業務範囲が明確ではない
第5位	・記録する書式が多く手間がかかる	

■ケース支援における困り事の内容（上位5位）

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・地域に必要な資源がない	
第2位	・利用者と家族の意見が相違する場合の調整 ・家族にも支援が必要な人がいる	
第4位	・制度に当てはまらない支援	・サービス提供事業所とのマッチング

② 強度行動障害における課題があれば教えてください。

上位3位

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・実際の支援の現場で人材養成（研修）ができる仕組みづくり	
第2位	・強度行動障害の基礎的な知識の普及・啓発 ・個室などの環境整備のための金銭面での支援	

③ 高次脳機能障害のある人の支援をしていくうえで、どのような課題がありますか。

上位3位

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・高次脳機能障害の基礎的な知識の普及・啓発	
第2位	・家族や地域等における障がい特性を含めた理解 ・地域において支援できる事業所がない	
第3位	・本人の能力向上のための訓練が実施できる場の整備 ・外見では障がいがあることが分かりにくく、本人も自覚が難しいこと	

④ 長期入院や施設入所から地域に移行し、生活できるようにするために、どのようなサービスや支援が充実すれば、可能となる見込みがあると思われますか。

上位3位

区分	相談支援専門員 (N=11)	
第1位	・移行準備期間から医療と福祉等が連携した支援体制の構築	
第2位	・訪問系の障害福祉サービスの充実	
第3位	・グループホームの充実 ・ご本人のことを理解し、継続的にかかわる人材（寄り添う人）の確保	・医療的ケアの提供体制の充実

（5）障害福祉サービス提供事業所への調査

① 運営上の不安を教えてください。

上位3位

区分	障害福祉サービス提供事業所 (N=29)
第1位	・職員の人材育成が難しい
第2位	・専門職の確保が難しい ・事務作業量が多い ・運営・活動資金のやりくりが難しい

② 参加を希望する研修の内容があれば教えてください。

障がい特性についての基礎知識や各種障がいに関する研修を望む声が多くありました。また、関わり方や距離の取り方などの希望も多くありました。

■参加を希望する研修の内容（概要）

研修内容
・障がい特性についての基礎
・障がいを持つ方へのかかわりに関する基本的姿勢
・強度行動障害など難しいケースの障がいについて

③ 利用者や家族から相談を受けたことがありますか。

上位3位

区分	障害福祉サービス提供事業所 (N=29)
第1位	・金銭管理について
第2位	・近隣など地域とのトラブル
第3位	・成年後見制度の利用について ・障がいへの不理解、偏見について

(6) 家族会・団体へのヒアリング調査（意識調査の自由記述含む）

家族会や団体ヒアリング、市民意識調査の自由記述などを通じて、アンケート調査等では拾いきれない声をうかがいました。

① 障がいのある人に対する本市の良いところ、課題など

主な意見

良いところ	障がいのある方も「まつり」などに参加される。補助犬の育成・普及活動を行っている。
	団体の取組に対して、社会福祉協議会はとても前向きに取り組んでくれる。
	住み慣れた場所で安心して暮らせるまちづくりをしようという雰囲気がある。
	福祉ガイド作成とその内容のわかりやすさ。
	「ながふく商店」の継続は、障がいのある人のやりがいや市民との接点があり良い。
	文化の家の講演や市役所窓口でも手話通訳を配置して対応しているのは良い。
改善したいところ・課題など	障がいのある人に対する個別支援が行き届いている。
	防災訓練の内容が毎年同じで、案内等が障がいのある人への配慮がないように感じた。
	個人情報の壁があり、支援をしたくても障がいのある人の情報が分からぬ。
	障がいのある人は、支援機関とつながっているが、地域とのつながりがないように感じる。隣近所、自治会などのコミュニティからは孤立しているように感じる。
	一定以上の程度の障がいのある子どもが通える学校が長久手市内にない。
	聴覚障がいのある人に対する理解があまりなく、口頭や音声だけでは伝わらないこともある。
	障がい者も健常者も同じ空間で普通に過ごせるようになってほしい。
	市内事業所で人員不足になっていることが多いので、もっと多くの人材を育成するべき。
	福祉の課題に対して、利用者、事業所等とともに継続して取り組んでいってほしい。
	必要な人に必要な支援がされ続けるよう、支援員の負担を減らすための選択肢を増やすこと。
	親亡きあとでも安心して暮らし続けられるように、住まいや生活費などの支援。
	駅までの移動が大変なため、玄関から目的地までの移動の支援が増えてほしい。
	親同士の交流がもっと増えると良いため、交流会や親子教室などのきっかけが欲しい。
	診断書が無くても子どもの発達を相談できる場所や通いの場は必要である。
	障がいがある人が働くのが珍しくない環境がもっとあればいいのに。
	幼いときから療育を受けやすく、進学などで環境が変わっても支援が続くようにしてほしい。

② 地域の課題を解決するために取り組むべきこと

課題	内容
福祉サービス以外のふらっと立ち寄れる居場所が少ない（居場所）	<ul style="list-style-type: none"> ○居場所に行くためにはバス等の交通手段の確保。 ○視覚障がい者のサークル等、当事者同士で交流できるような会や場所があるとよい。 ○民間企業の場所を借り、健康運動に取り組んでいるが、障がい者も参加できるようにしてはどうか。 ○あまり利用されていない集会場等も活用できるとよい。 ○市民の障がいに対する理解が深まれば、障がいの有無に関わらず、みんなが楽しめる居場所が増えると思う。 ○共生ステーションが居場所になるよう、活用する。
地域における障がいのある人への理解が少ない（周知啓発）	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生（できれば保育園）の段階から障がいに関する理解を進めることが大切。 ○障がいが外見からはわからない方への支援が少ないため、ヘルプマークなどをもっと活用する。 ○自治会の回覧版に障がいに関する周知・啓発を行うチラシを入れる。 ○障がい者支援センターが開設されるため、ボランティアとしてお手伝いに行き、支援の輪を広げる。
交流機会が不十分（交流）	<ul style="list-style-type: none"> ○普段から障がいのある人と交流することができる場所があると良い。 ○障がいのある人が外に出る機会、人と会える機会を設ける。
財産の管理や契約の必要性の確認などの支援が行き届いていない（権利擁護）	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度を知らない方は多いと思う。もっと周知をしたほうが良いと思う。 ○専門知識を学ぶ機会があると良い。 ○成年後見制度の利用を促進する。当事者がどのような支援を望んでいるのか聞いてみる。 ○市民後見人制度の充実。
災害時の避難先やその体制、支援者などが整備されていない（災害時等対応）	<ul style="list-style-type: none"> ○市民、企業、団体に呼びかけ、災害時対応検討チームをつくり、その中で対応策を検討する。 ○障がいのある人も積極的に避難訓練に参加する。 ○日頃から障がいのある人がどこに住んでいるか把握する必要がある。 ○日頃からの隣人との仲良く声かけが大事になる。 ○障がいのある人でも避難できるところを増やす。 ○避難所に、ヘルパーや手話通訳者、医療従事者の派遣が必要。

5 意識調査の経年比較

本市の障がいに関する現状や課題の時系列による変化を把握するために、実態調査の経年比較を行いました。

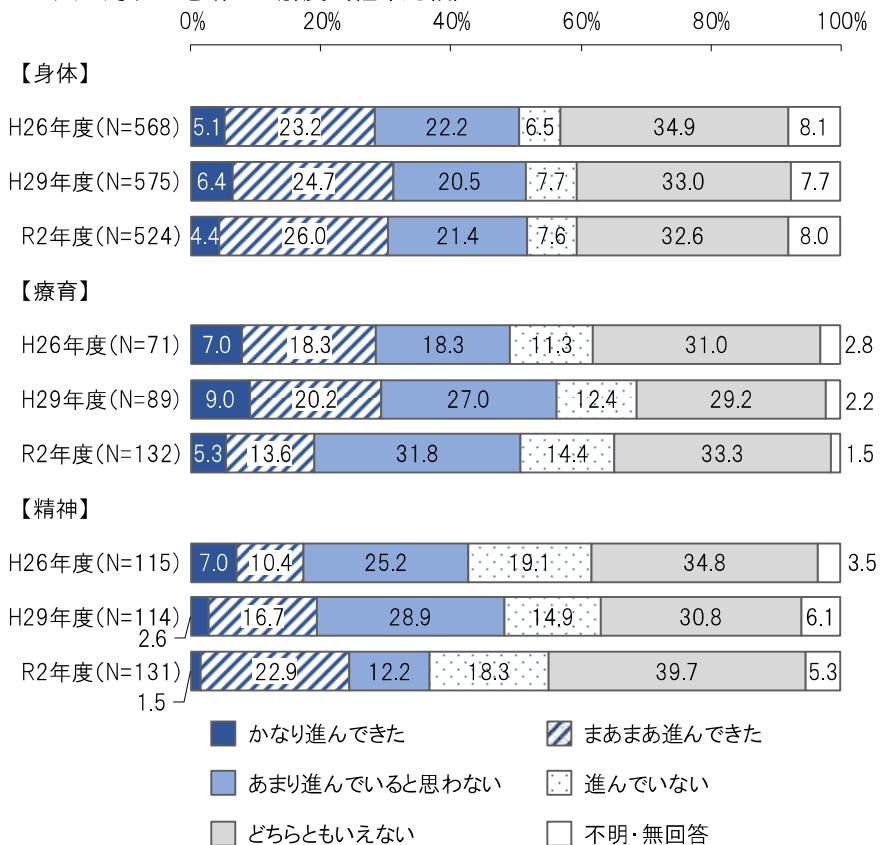
(1) 比較に使用した調査

- ・平成26年度調査（実施時期：平成26年5月～6月、回収数：757件）
- ・平成29年度調査（実施時期：平成29年3月～4月、回収数：792件）
- ・令和2年度調査（実施時期：令和2年1月～2月、回収数：898件）

(2) 経年比較結果

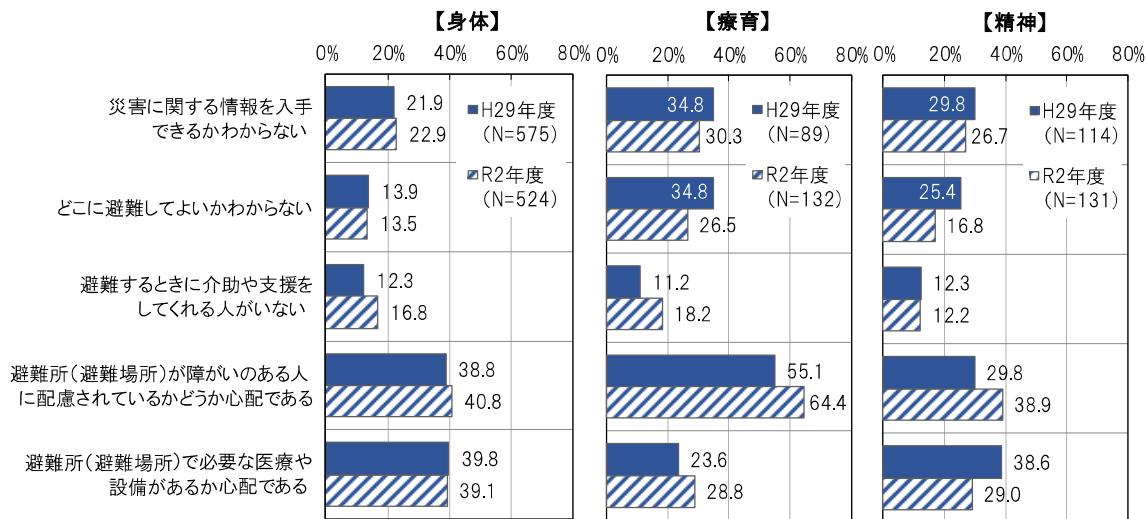
① 障がいのある人に対する地域の理解度

■障がいのある人に対する地域の理解度（経年比較）



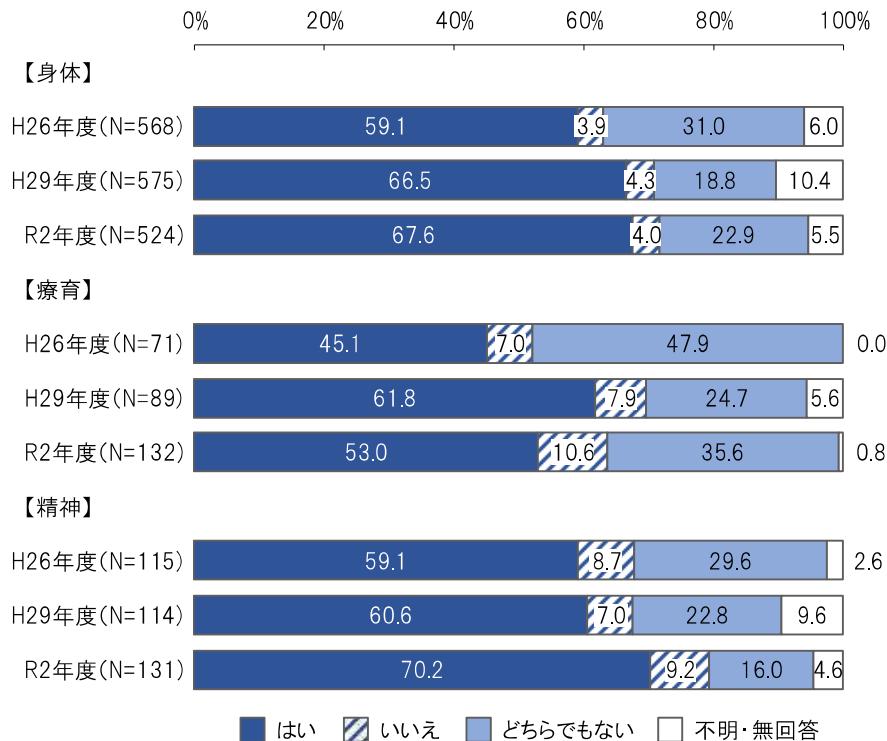
②災害発生時に不安に思うこと

■災害発生時に不安に思うこと（経年比較）※「その他」「特ない」「不明・無回答」を除く



③長久手市は暮らしやすいまちか

■長久手市は暮らしやすいまちか



6

実態調査からみる地域特性

本市の障がいに関する地域特性等を把握するために、実態調査の結果を小学校区別に集計し、結果を確認しました。

(1) 小学校区ごとの回答数

・長久手小学校区（回答数：173）	・北小学校区（回答数：176）
・西小学校区（回答数：126）	・南小学校区（回答数：167）
・東小学校区（回答数：84）	・市が洞小学校区（回答数：128）

(2) 地域比較

① あなたが安心して地域で生活するにはどのような支援が必要ですか。

■安心して地域で生活するために必要な支援（上位5位）

※市全体の値よりも一定程度ポイントの高いものに下線をつけています。

区分	長久手小学校区（N=173）	西小学校区（N=126）	東小学校区（N=84）
第1位	困ったことを相談できる場所	<u>緊急時に行くことができる場所</u>	<u>緊急時に行くことができる場所</u>
第2位	<u>緊急時に行くことができる場所</u>	医療機関の充実	困ったことを相談できる場所
第3位	医療機関の充実	困ったことを相談できる場所	<u>身体の介護を頼める人</u>
第4位	日中に通える場所 外出のときの支援・サービス	外出のときの支援・サービス	日中に通える場所
第5位		身体の介護を頼める人	<u>掃除や洗濯などの家事を頼める人</u> 医療機関の充実

区分	北小学校区（N=176）	南小学校区（N=167）	市が洞小学校区（N=128）
第1位	困ったことを相談できる場所	困ったことを相談できる場所	<u>困ったことを相談できる場所</u>
第2位	<u>緊急時に行くことができる場所</u>	医療機関の充実	医療機関の充実
第3位	医療機関の充実	<u>緊急時に行くことができる場所</u>	日中に通える場所
第4位	外出のときの支援・サービス	日中に通える場所	外出のときの支援・サービス
第5位	日中に通える場所	外出のときの支援・サービス	<u>緊急時に行くことができる場所</u>

② あなたが災害発生時に不安に思うことは何ですか。

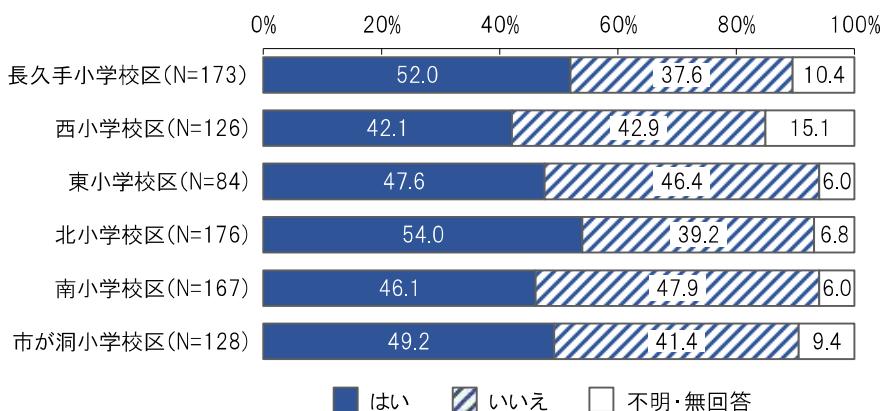
■災害発生時に不安に思うこと（上位5位）

※市全体の値よりも一定程度ポイントの高いものに下線をつけています。

区分	長久手小学校区 (N=173)	西小学校区 (N=126)	東小学校区 (N=84)
第1位	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である
第2位	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である
第3位	特にない	災害に関する情報を入手できるかわからない	災害に関する情報を入手できるかわからない
第4位	災害に関する情報を入手できるかわからない	特にない	特にない
第5位	避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない	どこに避難してよいかわからない	どこに避難してよいかわからない 避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない

区分	北小学校区 (N=176)	南小学校区 (N=167)	市が洞小学校区 (N=128)
第1位	<u>避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である</u>	避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である	<u>避難所（避難場所）が障がいのある人に配慮されているかどうか心配である</u>
第2位	<u>避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である</u>	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である	避難所（避難場所）で必要な医療や設備があるか心配である
第3位	<u>災害に関する情報を入手できるかわからない</u>	災害に関する情報を入手できるかわからない	特にない
第4位	避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない	特にない	災害に関する情報を入手できるかわからない
第5位	特にない	避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない	どこに避難してよいかわからない 避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない

③災害発生時の避難に手助けが必要か



7 事業所マップ

令和3年3月時点



サービス	事業所数	事業所名
★ 相談支援	4	長久手市障がい者基幹相談支援センター（社会福祉協議会）／相談支援 びっと／相談支援おかげさん／相談支援とーたす
● 居宅介護	6	ハートフルハウス訪問介護事業所ひなたぼっこ／愛知たいようの杜ヘルパーステーションひだまり／生活支援センターあっと／介護ステーション・更紗（さらさ）／ヘルパーステーションあんのん／ヘルパーステーションココ
○ 移動支援	5	ハートフルハウス訪問介護事業所ひなたぼっこ／愛知たいようの杜ヘルパーステーションひだまり／生活支援センターあっと／介護ステーション・更紗（さらさ）／ヘルパーステーションココ
▲ 生活介護	5	たかぎ作業所／日中活動支援センターかわせみ工房／障がい福祉サービス つばさ／生活介護さりり／mirai 喜んと木
▼ 就労移行支援事業所	1	あるく長久手グリーンロード
■ 就労継続支援 A型事業所	1	就労支援舞星（まいすたー）ジョブ長久手
◆ 就労継続支援 B型事業所	5	たかぎ作業所／就労支援 楽種子（たのしこ）／IMOM 長久手／あるく長久手グリーンロード／サクラワークス。
☆ グループホーム	4	さがみねハウス／グループホーム mirai／こだまのいえ 杣ヶ池公園／みらいえ愛知
○ 短期入所	1	ぴといん
△ 放課後等デイサービス	8	ALES（アレス）／IPPO 長久手／北風と太陽 長久手／ぴゅん長久手／フォーリーフ はなみずき校／フォーリーフ ジョブトレ／ポカラポット／S.I.C. キッズ長久手校
△ 児童発達支援	4	ALES（アレス）／北風と太陽 長久手／ぴゅん長久手／S.I.C. キッズ長久手校
▽ 日中一時支援	5	創楽（そら）／かわせみ工房／百（もも）／せん／障がい福祉サービス つばさ

8

ライフステージ別の支援一覧

本市では、それぞれのライフステージに応じて以下のような支援を行っています。

ライフステージ	0歳 乳幼児期	6歳 就学期	12歳	15歳	18歳	20歳 成人期	65歳 高齢期
相談等							
	障がい者基幹相談支援センター	地域共生ステーション等で巡回相談			個別訪問調査		
					日常生活自立支援事業		成年後見制度利用支援事業
保健・医療	医療費助成(子ども医療費助成、障害者医療費助成、自立支援医療費助成(精神通院)、精神障害者医療費助成、後期高齢者医療費助成)						
未熟児養育医療	小児慢性特定疾病医療				自立支援医療(更生医療)		
自立支援医療(育成医療)							
日中活動の支援	【障害児通所支援】 ○児童発達支援 ○保育所等訪問支援 ○放課後等デイサービス	○障がい児保育 ○特別支援教育 ○放課後児童健全育成事業			【障害福祉サービス】※1 ○訪問系サービス※2 ○日中活動系サービス※3		
	【地域生活支援事業】 ○移動支援 ○日中一時支援 ○訪問入浴サービス ○地域活動支援センター						
住まいの支援	○障がい児入所支援			【障害福祉サービス】 ○居住系サービス※4			
経済的支援	○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当			○障害基礎年金 ○障害厚生年金 ○特別障害者手当			
	○長久手市障害者手当		○愛知県在宅重度障害者手当				
	○長久手市特別支援学校就学奨励金						

※1 障害福祉サービス…18歳以上の障がい者が対象ですが、18歳未満でも利用できる場合があります。

※2 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

※3 日中活動系サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）

※4 居住系サービス…施設入所支援、グループホーム、自立生活援助

資料編



1 策定組織

(1) 第4次長久手市障がい者基本計画等策定部会委員名簿

(敬称略・五十音順) ◎委員長 ○副委員長

区分	所属・役職	氏名
	尾張東部地域相談支援アドバイザー	大谷 真弘
	長久手市身体障害者協会	加藤 勝
	長久手市自立支援協議会 就労支援部会長	後藤 俊輔
	希望の会	近藤 浩光
	ウェンディの箱	鈴木 厚子
	長久手市自立支援協議会 児童教育支援部会長	鈴木 聖美
	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター センター長	住田 敦子
	民生委員・児童委員協議会	高田 千津子
	長久手市自立支援協議会 福祉サービス支援部会長	竹田 晴幸
	瀬戸保健所 健康支援課 課長補佐	西川 恵子
	長久手市教育委員会	羽根 しげ子
○	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 事務局長	見田 喜久夫
	ほっとクラブ	山口 恒美
◎	愛知県立大学 教育福祉学部社会福祉学科 教授	吉川 雅博

(2) 長久手市障がい者自立支援協議会会委員名簿（中間見直し）

(敬称略・五十音順) ◎委員長 ○副委員長

区分	所属・役職	氏名
	尾張東部障がい者就業・生活支援センタークト	有田 幸奈
	長久手市 子ども部長	
	医療法人和合会 和合病院	氏益 香菜
◎	愛知県立大学 教育福祉学部社会福祉学科 教授	宇都宮 みのり
	瀬戸保健所	岡元 洋子
	長久手市身体障害者福祉協会	加藤 勝
	長久手市 福祉部長	川本 満男
	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター	住田 敦子
○	社会福祉法人百千鳥福祉会	竹田 晴幸
	名古屋東公共職業安定所	田中 一男
	長久手市教育委員会	榎 美生
	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会	見田 喜久夫
	長久手市民生委員児童委員協議会	山口 恵子
	ほっとクラブ	山口 恭美
	学校法人滝の坊学園	渡辺 祥子

2 策定の経過

No.	年月日	会議等	内容
2019年			
①	12月10日	第1回 第4次障がい者基本計画等策定部会	策定方針、意識調査について
2020年			
②	1～2月 1～4月	手帳所持者等意識調査の実施 関係団体からの意見聴取	
③	2月19日	第2回 第4次障がい者基本計画等策定部会	策定方針、意識調査について(2)
④	2～3月 3～4月 3～4月	農従事者への意識調査 事業所への意識調査 相談支援専門員への意識調査	
⑤	継続的に実施	個別訪問調査 相談員が把握した未解決な地域課題	
⑥	6月23日	第3回 第4次障がい者基本計画等策定部会	意見聴取の結果・分析 重点施策(案)の検討
⑦	7月31日	障がい者自立支援協議会 本会議	報告・協議
⑧	9月11日	第4回 第4次障がい者基本計画等策定部会	計画骨子の検討
⑨	11月1日	広報ながくて11月号・策定経過チラシを全戸配布	
⑩	12月15日	第5回 第4次障がい者基本計画等策定部会	計画素案の検討
⑪	12月23日	障がい者自立支援協議会 本会議	報告・協議
2021年			
⑫	1月22日～ 2月22日	パブリックコメント実施	
⑬	3月9日	第6回 第4次障がい者基本計画等策定部会	計画(案)の検討
⑭	3月19日	障がい者自立支援協議会 本会議	報告・協議
⑮		計画の策定	
2023年			
⑯	11月7日	障がい者自立支援協議会 本会議	見直し案について協議

⑯	12月22日～ 1月20日	パブリックコメント実施	
2023年			

本計画は、長久手市みんなでつくるまち条例の基本三原則を踏まえた策定作業を進めました。②④⑤⑫では、つながりを意識した「市民参加」、⑨では「情報共有」を行いました。策定後も「協働」しながら計画を推進します。

